

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年6月22日(木) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員17名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
6月定例会本会議(6月20日)から付託された事件(議案2件)
9. 傍聴者 1名

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 14時18分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年6月22日

予算決算常任委員長

吉津弘之

記録調製者

白井陽子

吉津委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員については、委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 2 件について、審査を行います。

議案第 2 号「令和 5 年度長門市一般会計補正予算(第 4 号)」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正から第 4 条地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。

はじめに、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岩本消防長 それでは、消防本部所管につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 30 ページから 31 ページの第 9 款「消防費」、第 2 目「非常備消防費」につきまして、「消防団員安全装備品整備事業」として消防団員難燃性活動服 200 着の購入に伴い、自治宝くじコミュニティ事業助成金として 100 万円の交付決定を受けたことに伴いまして、財源更正を行うものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 当初予算で編成されてたものが歳入の部分で自治宝くじのコミュニティ事業助成金、これの採択を受けて 100 万円の財源更正をするということを出てると思います。内容は消防団員の服、これに充てるということですが、これは消防の会議でも出てると思うんですけど、消防団、実は今ユニフォームがバラバラです。多少、やはり年月もかかるものかもしれないけど、早期に活動服としてやっぱり統一したもののほうがいいのではないかというような意見もあつたかと思いますが、予定として何年後を目途にそのユニフォームの完了ができるのか、そこらあたりをお訊ねしたいと思います。

大村総務課長補佐 それでは先ほどの重村委員の質問にお答えしたいと思います。昨年から 200 着ずつ購入を始めておるところですが、令和 7 年までの 4 年間で全ての団員に難燃性活動服を完了する予定としておるところでございます。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、消防本部所管全般について、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご

質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆さまは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:33 —

— 再開 9:34 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。三隅支所所管の審査に先立ち、今回の公共施設照明設備 LED 化事業につきましては、複数の課にわたるため最初に企画総務部から補足説明を行っていただきます。なお、総括的な質疑は監理管財課所管の審査の際にお願いいたします。また、個別事案につきましては所管課の審査の際に質疑をお願いいたします。それでは執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

坂野企画総務部長 今、委員長のほうからお話がありましたけど、三隅支所費の審査前ではございますけれども、補正予算書及び補正予算に関する説明書の 20 から 21 ページの第 2 款「総務費」から始まります三隅支所及び日置支所、他市長部局の 4 課並びに教育委員会の 2 課が所管します予算費目において計上しておる LED 照明設備リース料に係る「公共施設照明設備 LED 化事業」についてですが、公有財産の総括を担います企画総務部監理管財課が一括発注による経費削減、事務の効率化の観点から、業者選定までの業務を取りまとめて行いますので、私のほうから一括して補足説明を申し上げます。補正予算説明資料では、7 ページに一覧をお示ししておりますのでご参照いただければと思います。本市の公共施設の照明設備は、設置当初から相当の期間が経過している施設があり、経年劣化による今後の維持管理が課題となっております。また、行政運営における環境負荷低減への取組の必要性や、電気料金の値上げなどによる財政負担の増加も課題となっております。市ではこれら課題の改善に向けて、この度、既存の照明設備を公共施設等で広く導入されております「省エネルギー・長寿命の LED 照明」への更新を行う「公共施設照明設備 LED 化事業」に取り組み、特に事業効果が高いと見込まれる施設を対象に整備を進めていくことといたしました。また、事業形態につきましてはリース方式とし、LED 機器の購入費用のみではなく LED 化に伴います工事費等も合算した経費の総額をリース料として支払うことで、初期費用の抑制と月々の費用の平準化を図ることができます。なお、このたび整備する施設につきましては、長門市公共施設等総合管理計画第 2 次アクションプランに掲載の施設のうち、施設の廃止や、今後照明設備の改修が予定されている箇所等を除いた施設の中で、学校や保育園など子どもが利用する施設や市民利用の多い社会教育施設を中心に、照明器具数や使用頻度から電気料金の高い削減効果が見込まれる施設を選定いたしましたものでござい

ます。最後になりますけれども、6月補正予算対応となった理由についてございます。事業の規模等から考えますと、「当初予算にて計上すべき」とのご意見もあるかとは存じますが、本市といたしまして新たな取組であり、電気料金の動向を注視し、財源の模索、費用対効果の検討、事業導入形態の研究等を慎重に進める中で、当初予算での計上を見送ったところではありましたが、今後更なる電気料金の高騰が見込まれますことから、費用対効果等一定の結論が出た中で、早急に着手し効果を得る必要があるとして、6月補正予算に計上するに至ったところでございます。

吉津委員長 それでは、三隅支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林三隅支所長 三隅所管に関する令和5年6月補正予算に関する補足説明は特にございませぬ。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、日置支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

松崎日置支所長 それでは日置所管の補正予算につきましては、補足予算書20ページから21ページ及び補正予算説明資料7ページに掲載のとおりであり、特に補足することはございませぬ。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

平岡油谷支所長 油谷支所所管の補正予算につきましては、予算書、予算説明資料のとおりでございませぬので特に補足説明はございませぬ。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 補正予算書の20ページ21ページ、「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」についてお尋ねいたします。第2庁舎の外壁等改修工事を行いますけれども、この業者の選定から工事のスケジュールについてお尋ねいたします。

大田油谷支所主幹 油谷支所第2庁舎外壁等の改修工事につきましては、7月に指名審査会に諮りまして、入札・契約を行いまして、9月には工事に着手し12月には完成する予定でございませぬ。

田村委員 それでは続きまして、油谷支所第2庁舎移設業務216万6,000円についてお尋ねいたしますけれども、移設業務というのは具体的にどういったものでしょうか。

大田油谷支所主幹 油谷支所第 2 庁舎移設業務につきましては、油谷支所新庁舎及び複合施設の建設に伴いまして令和 5 年度中に現庁舎の解体工事に着手することから、新庁舎供用開始までの間、第 2 庁舎へ支所機能を移転する必要がありますので、耐火書庫などの大型備品等の移転、住民情報系ネットワーク機器の移設業務、非常用発電機のリース代を計上しております。

田村委員 それでは先ほどと同じくですけれども、この移設のスケジュール、それから業者選定についてお願いいたします。

大田油谷支所主幹 こちらの移設業務につきましては、指名登録業者より選定いたしまして入札・契約を行いまして、7 月に指名登録のある業者から選定いたしまして入札・契約を行いまして、それぞれの業務につきまして業務を遂行する予定でございます。

田村委員 あとスケジュールもお伺いしたいと思います。

大田油谷支所主幹 スケジュールにつきましては、こちらと同じく 12 月に第 2 庁舎で業務を開始する予定にしております。それに間に合うようにそれぞれ移転を終了する予定にしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、油谷支所所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:45 —

— 再開 9:46 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは企画政策課所管分につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 34 ページから 35 ページ、第 13 款「諸支出金」、第 1 項「基金費」、第 17 目「環境整備協力費基金費」1,144 万 4,000 円につきましては、補正予算説明資料 6 ページに記載のとおりでございまして、ポートルースチケットショップながとの売上に関し、令和 4 年度に納入された環境整備協力金を環境整備協力費基金に積み立てるものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは補正予算書の 34、35 ページ、第 13 款「諸支出金」、第 1 項「基金費」、第 17 目「環境整備協力費基金費」についてお尋ねいたします。この

金額についてはボートレースチケットショップの売り上げの 1%ということですが、すけれども、長門市環境整備協力費基金条例に基づいて使用されていくというものですけれども、この基金ですけれども、そもそもどのような使途で使用されるのか、それからまた今年度の使途についてお尋ねいたします。

村上企画政策課長 使途につきましては、長門市環境整備協力費基金条例の第 6 条におきまして、教育および子育て環境の整備を図るための財源、地域活性化を図るための財源、ボートレースチケットショップながと周辺の環境整備に要する財源として活用することを定めております。今年度の使途の予定ですが、土木費の区画線設置安全対策事業に 500 万円、湊はまゆう公園の維持管理費に 500 万円充当することとしています。

綾城委員 歳入のほうです。令和 5 年度補正予算書 16 ページから 17 ページ、第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」1 億 4,543 万 5,000 円、こちらについて何点かお尋ねいたします。今補正の事業の予算配分についてまずお尋ねいたします。

村上企画政策課長 この臨時交付金の充当している事業とその充当額ということでお答えさせていただきます。防犯灯更新事業に 200 万円、医療・介護・高齢・福祉施設等物価高騰対応支援金交付事業に 4,732 万円、省エネ家電買い換え支援事業に 3,048 万 3,000 円、中小企業等事業再構築促進事業に 3,500 万円、省エネ機器等導入支援事業に 1,964 万 2,000 円、ウェルカムやきとりキャンペーン事業に 174 万 6,000 円、観光旅行者周遊促進事業に 463 万 7,000 円、学校給食費に 460 万 7,000 円、これら計 8 事業に 1 億 4,543 万 5,000 円の臨時交付金を充当しています。

綾城委員 今ご説明いただきました。今回の交付金は 1 億 4,543 万 5,000 円ですけれども、今回の交付金はこれで全額ということによろしいですか。

福田企画政策課長補佐 今回配分された交付金につきましては、今補正で全額ということになります。

綾城委員 最後に 1 点確認です。この交付金ですけど、今回国が求める使途についてお尋ねいたします。

福田企画政策課長補佐 この度の交付金は本年 3 月、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるように昨年 9 月に臨時交付金の中に創設されました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額されるとともに低所得者世帯への支援のための低所得世帯支援枠が措置されたものであります。国が求める使途についてですけれども、まず低所得者世帯支援枠と推奨事業メニューという 2 つの枠がございます。低所得者世帯支援枠

につきましては、コロナ禍における物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担の軽減を図る事業となっております。推奨事業メニュー分の用途につきましては、コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業となっております。推奨事業メニューにつきましては、国が効果的と考えられる推奨事業メニューが提示されておりまして、推奨事業メニューの中の生活者支援といたしましてはエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、そしてエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、消費の下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等の買い換え促進による生活者支援、この4つが生活者支援として推奨事業メニューとして示されております。事業者支援といたしましては、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通や地域観光業等に対する支援、この4つが事業者支援として示されております。

ひさなが委員 今の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、この交付金、国の令和4年度の予備費が財源となっているかと思えます。それでそういった経緯もあって令和5年度内にしっかりと活用しきれなければならぬという状況だと伺っております。それで充当されている事業、先ほどご説明ありましたけれども、この進捗によってこの事業で使い切れないという判断もしなければならぬ時期が来るのかなというふうに思います。しっかり全て活用するために、担当課として注意すべき点についての見解をお伺いいたします。

村上企画政策課長 交付金の活用について担当課として注意をすべき点ということでお答えをさせていただきます。担当課といたしましては、臨時交付金の活用にあたりまして、繰越の可否も含めまして交付金の基本的な考え方、これを関係各課と共有をした上で予算計上を行っております。また、事業開始後も随時事業担当課のほうに予算の執行状況や執行見込み額等の調査を行いまして、執行の管理に努めているところです。その中で事業の進捗状況により執行残が生じた場合、または生じる見込みの場合には、新規の事業の追加や財源調整、それから国へ提出する実施計画の変更などを行うことといたしますが、実施計画の変更につきましては、提出期限も限られておりますので、早期の調整に注意を払っております。担当課といたしましては、事業の進捗につきましては常に注視をしていきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。今一度、企画政策課所管全般についてご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願

いします。

坂野企画総務部長 それでは、財政課所管分につきまして補足説明を申し上げます。歳入になりますけれども、補正予算書 18 から 19 ページ、第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 1 目「財政調整基金繰入金」の 1 億 7,617 万 4,000 円につきましては、令和 4 年度の決算が確定していないことから、今回の補正予算に係る収支不足額を財政調整基金繰入金にて予算調整をしたものでございます。なお、財政調整基金の令和 4 年度末残高は 37 億 4,605 万 6,000 円と見込んでいます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 監理管財課所管分につきましては、先ほど三隅支所費冒頭に申し上げました「公共施設照明設備 LED 化事業」に係る補足説明のとおりでございます。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 公共施設照明設備 LED 化事業の総括的な質疑を 1 問させていただきたいと思います。先ほど部長からの補足説明の中に、施設の選定の基準というところで照明器具数や使用頻度から電気料金の高い削減効果が見込まれる施設を選定したというふうにあったと思いますが、この事業を通しての費用対効果をどのように見込んでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

宮本監理管財課長 公共施設照明設備の LED 化につきましては省エネルギー、CO2 削減、ランニングコストの低減などのメリットがあります。しかしながら LED 化には工事費や工期などの課題もありますことから、リース方式を用いて 30 施設を一括して LED 化することとしております。このリース方式は、簡便な調査で一度に多数の施設の導入が可能であることから調査設計期間の短縮を図ることができ、早期に導入することができること、財政負担を平準化できるため初期投資が抑えられること、リース期間中は交換機器の保証による保守が得られるという効果が見込まれます。なお、電力使用量の削減効果につきましては、現在の電気料金単価で試算いたしますと、年間約 3,000 万円の電気料金の削減が可能であると見込んでおります。

重廣委員 LED の事業化につきまして、まず第 2 次アクションプランに掲載の施設のうちというふうにありますけど、今回されるので全体の何%程度 LED 化されるのか、100%じゃないと思うんですが、今どのぐらいの割合になっておりますか。

宮本監理管財課長 部長からの補足説明で若干触れておりますが、長門市公共施設等総合管理計画第2次アクションプランに掲載しております施設が274施設ございます。その中で施設の廃止や今後照明設備の改修が検討されている箇所等が167施設ございます。また、すでに整備されております施設が14施設ございます。残りの93施設が整備対象箇所となりますが、その中で学校や保育園などの子どもが利用する施設や市民利用の多い社会教育施設を中心に、照明器具数や使用頻度から電気料金の削減効果の高い施設30か所を選んでおります。整備対象箇所に対する整備率は、この度整備が終わりますと約41%整備が済む予定になっております。

重廣委員 今41%と言われましたけど、残りの箇所につきまして使用頻度が少ないからしない、それともまた年次的にやっていく、どういう計画なのかお伺いいたします。

宮本監理管財課長 今後、照明設備の改修が予定されている箇所等を除いた施設を対象に各施設の財産管理者から利用状況のヒアリングや照明器具等の調査を実施し、今後の予定を検討していきたいと考えております。

重廣委員 カーボンニュートラルという気持ちの中でLEDに変えられるというふうなところが説明文書にあったと思うんですが、少し遅いのではないかなと私は感じております。それともう1点、リース方式でされるということですよ。これまで社会教育団体として体育館等を使ってきたときに、例えば照明が切れているときは、切れた数が増えないとタワーをつくったり、塔を建てたりしますのでなかなかできないという状況でした。先ほどの説明によりますと、リースにしますと単体でも保守点検といいますか、業者さんがリースですからやってくれると。例えば体育館で1つ電球が切れた場合、1個でもやられるという契約的なものを交わしておられるんですか。そのあたりの確認をしたいと思えます。

宮本監理管財課長 業者選定につきましてはこれからになりますが、一応器具を交換したものにつきましては、今後、即座に対応していただけるようにこれからの契約で話し合っていきたいと思っております。

早川委員 説明の中で年間3,000万円の費用の削減と答えられたのと、あと説明資料の中で費用としては約1,750万円かかるというところで、その差し引きが費用対効果という効果のほうで考えてもいいのでしょうか。

宮本監理管財課長 もちろん差し引きが費用対効果になるとは考えております。今施設を単純に整備いたしますと、リース料金を回収できるのが約5年8か月の試算でおりますので、それ以降は収支で黒字に転じる試算となっております。

松岡委員 リース期間なんですけど、5年を例にお話しされておりましたが、これは5年で確定という認識でよろしいでしょうか

宮本監理管財課長 この度の公共施設照明設備 LED 化事業の業者選定につきましては、公募型プロポーザルで行うことを考えておりますが、リース期間は5年間 60 か月を基本とし、提案によっては 10 年間 120 か月まで期間を延長した提案も可とする考えでおりますことから、リース期間は提案内容によって決まることとなります。

松岡委員 このリースの契約や工事の発注等は監理管財課のほうでまとめて行われる形になるのでしょうか。

宮本監理管財課長 委員おっしゃるとおり業者選定までを行うこととなります。

早川委員 先ほど全体の取りまとめは監理管財課がやられるということなんですけれども、毎年ごとの効果っていうか金額、電気料の取りまとめっていうのも監理管財課がやられて、検証もされるということなんですか。

宮本監理管財課長 施設の管理につきましてはそれぞれ財産管理者というものがいらっしゃいますので、予算等も含めてそちらのほうで一応検証していくようになると思います。ただ総括的な立場でありますので、その辺はそういった情報を得ながら進めていきたいと思っております。

松岡委員 今回 LED 化する照明っていうのは、その施設の全ての照明に対して LED 化されるという認識でよろしいでしょうか。

宮本監理管財課長 既存の照明につきましては、全て LED 化することを考えておりますが、非常灯など特別なものにつきましては、対象外になるかと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) なければほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、監理管財課所管全般について、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、防災危機管理課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 防災危機管理課所管分の補正予算書 20 から 21 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 19 目「諸費」の「防犯灯設置事業」、「防犯灯更新事業費補助金」の 100 万円につきましては、補正予算説明資料 1 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは補正予算書 20 から 21 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 19 目「諸費」、「防犯灯設置事業」100 万円ですが、まずそちらの事業を補正されたということですが、自治会への周知について伺いたします。

佐方防災危機管理課長 自治会への事業の周知についてですが、まず当初予算

に係る周知につきましては、4月に自治会連絡協議会において説明をいたしております。補正予算案承認後のものにつきましては、自治会長に改めて周知をする予定です。また、本庁・各支所・各出張所において、申請時においても窓口で周知する予定です。

ひさなが委員 では次に、こちら先ほど出ている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に充てられていると思いますが、しっかりと活用できるかどうか、その見込みについて担当課の見解をお伺いいたします。

佐方防災危機管理課長 申請については6月14日現在で12自治会27灯分の申請をいただいております。1灯当たり2万円の補助による100灯の申請を見込んでおりますが、LED防犯灯の単価が下がっておりまして、設置場所にもよりますが補助が2万円未満の場合も多くあり、100灯をかなり超える申請ができると考えています。事業については自治会予算からの支出を伴うものでありまして、予算の執行率については不透明な部分も多くありますが、より多くの申請を促すため同一年度における補助対象となる防犯灯更新数は1自治会当たり5灯を限度といたしておりましたが、補正予算案承認後の今年度分につきましては5灯から増加する方向で検討いたしておりまして、自治会長には改めて周知をする予定です。

ひさなが委員 分かりました。ではそのような周知だったりを行っていったときに、結局予算を超えた申請があった場合の対応についてお伺いいたします。

佐方防災危機管理課長 予算を超える申請があった場合ということでございますけれども、単年度予算でございますので超えた場合はまた翌年度に申請をしていただくということになります。

重村委員 この事業、LEDに交換する事業が以前ありまして、終わったとかその役目を終えたであろうということでも数年なかったと思うんですね。今回、このコロナの臨時交付金を活用してもう1回という形になろうかと思っておりますけど、先ほど財源を超えた申し込みがあったときに来年度、というような話がありましたけど、担当課として、このコロナの臨時交付金であれば財源というのは来年度以降、やはり財源がどうなるのかということであろうかと思うんですね。そういった中で担当課としてこれを復活させたっていうことは、各自治会、今年度はちょっと見送るけど、来年度はきちんと話し合いの中でこれは是非やりたいというようなことも出てくる自治会があると思うんですね。担当課として単年度の事業ですけど、今後これを復活させたからには今後の考え方というのをどのように考えていらっしゃるか。来年度以降ですね。ここらあたりを聞かせてください。

佐方防災危機管理課長 防犯灯の事業につきましては、以前平成26年度から令和元年度まで補助を実施しておりまして、その間、今まで間が空いたわけなんで

すけれども、防犯灯の耐用年数をある程度今回迎えるということで、令和 5 年度から改めて更新事業として実施をいたしておりまして、これは前回 6 年間実施したということで、課としては 5 年間実施していきたいと考えております。

林委員 先程ひさなが委員のご質問の担当課の答えの中で、同一年度における補助対象となる防犯灯の更新数は、これまで 1 自治会当たり 5 灯を限度ということになっていましたけど、この補正予算が成立した後は 5 灯から増加する方向で検討というようなご答弁がありましたけど、増加っていうのは具体的にどういう内容、具体的な数で言うと。今まで 5 灯が限度だったのが、どの程度まで幅があると言いますか。

佐方防災危機管理課長 今回 100 灯は予定しておるんですけども、LED 単価がかなり下がっておりまして 150、160 以上はできるのではないかなとは思っております。その関係で 5 灯から増加する方向で検討いたしておりますが、上限についてはまずは自治会に相談をしていただいて、執行状況を見ながら調整をしてみたいと考えております。

重廣委員 また 5、6 年この事業があるのではないかと大変期待しております。その中で先程の説明、平成 26 年から昔の蛍光灯から外灯を LED に替えることを 7、8 年やられまして、それが老朽化したからまた始めたというようなことも言われましたよね。まだ古い蛍光灯を使っておられる自治会もごぞいます。だから優先順位として例えば申請時期が同じであれば、古い蛍光灯を LED に替えるほうを先にするのか、今まで付けた LED が古くなったから新しくするというほうをするのか、優先順位というのは課で決めておられますか。そのあたりが分からないとなかなか今から申請の方法というのもあると思うんですよ。数が少ないから早くしたほうがいいよということもありますから、その見解についてお願いします。

佐方防災危機管理課長 優先順位ということなんですけれども、基本的には蛍光灯から LED に交換するということになりますけれども、ただし既存の LED が球が切れた場合に、また LED に交換というのを申請を受け付けております。LED が切れてなければ、申請はできませんということになります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり) なければ、ほかにご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、防災危機管理課所管全般について、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:16 —

— 再開 10:17 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 市民活動推進課の所管につきましては、補正予算書 20、21 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 8 目「市民活動推進費」の 030「コミュニティ助成事業」につきましては、補正予算説明資料の 1 ページにお示ししているとおりでございまして特に補足説明はありません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 8 目「市民活動推進費」、030「コミュニティ助成事業」なのですが、この説明資料の 1 ページにございませすけど、事業内容にコミュニティ活動備品整備とあります。このコミュニティ活動備品というのは、どういうことを言うのかお尋ねをいたします。

大西市民活動推進課長補佐 自治会等のコミュニティ組織がいろいろ必要な備品を集会所等で使うような備品等に対して補助するものでございます。

米弥委員 その備品の内容っていうのは教えていただけませんか。

大西市民活動推進課長補佐 今回は上川西 2 区自治会が申請団体でございまして、中身としましてはエアコン、冷蔵庫、掃除機、座椅子、ポータブルアンプ等でございます。

米弥委員 今自治会が上川西 2 区とありましたが、これはどのように決められたのでしょうか、お尋ねいたします。

大西市民活動推進課長補佐 募集に関しましては、この自治総合センターから募集時期が 8 月頃に募集が開始されまして、それに伴いまして広報紙及び自治会に配るときの自治会長カバンに募集が始まった旨の周知、あとはホームページ等で周知しておりまして、それを見られた自治会の方が申請をいただくという形になります。今回の申請では相談自体は 4 件ございましたが、実際この申請に至ったのは上川西 2 区、1 自治会だけでございましたので、そのまま上川西 2 区自治会のほうを上申したという形にしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）今一度、市民活動推進課所管全般について、ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、生活環境課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 それでは、生活環境課の所管の主なものにつきまして、補足説明を行います。補正予算書 24 ページ、25 ページ、第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 6 目「環境衛生費」の 065「省エネ家電買い換え支援事業」

につきましては、補正予算説明資料の 3 ページに記載しておりますが、この事業は、物価・エネルギー価格の高騰による電気料金等の負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、家庭において電力使用量が多いエアコン、冷蔵庫、テレビ、LED 照明器具の 4 品目について、省エネ性能に優れた製品への買い換えに係る費用を支援するものでありまして、1 世帯最大 5 万円の補助を行うものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

綾城委員 補正予算書 24 ページから 25 ページです。予算説明資料は 3 ページです。第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 6 目「環境衛生費」、説明コード 065「省エネ家電買い替え支援事業」4,159 万 5,000 円、こちらについてお尋ねいたします。このうち、省エネ家電買い替え支援事業費補助金 4,000 万円とありますけれども、まず積算根拠をお尋ねいたします。

吉村生活環境課長 積算根拠でございますが、補助金 4,000 万円につきましては、長門市内の世帯数の約 5%を想定しております。令和 5 年 3 月末時点で 1 万 5,562 世帯でありますことから 800 件としています。

綾城委員 分かりました。洗濯機など対象とならない電化製品があるのはなぜかということと、また補助割合なども含めて、どこかの自治体を参考にされたのか、お尋ねいたします。

吉村生活環境課長 補助対象家電の選定につきましては、家庭における家電製品の電力消費割合の高いエアコン、冷蔵庫、テレビ、LED 照明器具の 4 品目を選定しております。資源エネルギー庁によりますと、これらの 4 品目で一般家庭における夏の電力消費割合の 6 割以上を占めておりますことから、このような高い割合を占めます 4 品目につきまして、省エネ性能の高い家電に買い換えることで、電気代の削減等に効果的に取り組めるものと考えております。また補助率につきましては、限られた財源の中で可能な限り多くの市民の方にご活用いただきたいということから、今年の 1 月からすでに実施されておられますお隣の萩市を参考とし、3 分の 1 の補助率、上限 5 万円としているところでございます。

綾城委員 分かりました。次の質問ですが、これは何月から何月までの購入を対象としているのかということをお尋ねいたします。

吉村生活環境課長 対象の期間でございますが、7 月 4 日から 10 月 31 日までを購入設置期間とする予定としております。

綾城委員 それで、私最近電化製品等を販売しているところに行ったりするんですけど、やっぱりこの 6 月も暑いんです。本当にもう真夏になっているんじゃないかっていうぐらい暑いと。もうすでに熱中症で救急搬送されてるっていう

方も結構いらっしゃるというふうに聞いてます。私思うんですけど、私が行くともうすでに買い換えていらっしゃる。これ始まってます。この7月4日からですよ、対象は。6月からを是非対象にしてあげたいなっていうふうに思うんですけど、そのあたり部長いかがですか。

井関市民生活部長 確かに夏場ということを考えればエアコンの需要があると思います。ただ今回4品目をこちらのほうで設定をさせていただいております。エアコンにつきましては夏場の暑さを想定したっていうことで、6月に買い換えをされる方もいらっしゃると思います。想定されると思いますけれども、ほかの3品目につきましては時季・季節というものはあまり問わないのかなと思っております。また、10月末を設置期限を設けておりますので、一応寒い冬のエアコン買い換えにも対応できるものと考えておまして、対象時期としましては議会の最終日の議決日7月4日からを対象としているところでございます。

綾城委員 分かりました。この前も行くと、多分エアコンを買い換えていらっしゃって、ご存じないからと思いましたが、もし検討できるなら検討してみてください。次の質問に行きます。申請方法について、最後に1点お尋ねいたします。

吉村生活環境課長 申請方法につきましては、7月10日から申請受付を開始し、11月10日までの間を申請受付期間として予定しております。世帯員どなたが申請されても構いませんが、申請につきましては1世帯1回限りとし、市内の販売店で対象家電を買い換え目的で購入され、購入した家電を市内の自宅に設置していただくこと、それから買い換え前の家電につきましては処分をしていただくことにしております。申請書類につきましては、市ホームページからダウンロードできるようにさせていただきます。また、市生活環境課、支所、出張所でも配布することとし、必要書類を揃えていただきまして、市生活環境課、支所、出張所の窓口または郵送にて申請いただくこととしております。

綾城委員 支所とか出張所で申請できると。書類でも申請できると。それはそれでいいと思います。やっぱり漏れがあっちゃいけないと思うんですよね。だから事業者さんにも対象の方がいらっしゃったら、お声かけをしていただくっていうような感じで、事業者さんにも周知をしていただくっていうことも必要なのかなと思いますけどいかがですか。

吉村生活環境課長 事業者につきましても、こういった補助制度につきましては十分周知を行いまして、来店されたお客様には十分説明いただいて、この補助金の活用に努めていただきたいと思いますと考えております。

早川委員 今、買い換えとおっしゃったんですけど、LED照明器具もLED照明器具の買い換えはオッケーで、蛍光灯からLED照明器具に買い換えるということも対象になるのかっていうのを教えていただきたいと思います。

吉村生活環境課長 基本的には古い蛍光灯から統一省エネラベル 2 つ星以上というのが要件としております。それに換えていただくことで、省エネ等、電気料削減等も図れると考えておりますので、古いものから統一省エネラベル 2 つ星以上の LED 照明器具に換えていただくことと考えております。

岩藤委員 綾城委員の申請の仕方について答弁があった中で、これはまず償還払いなのか、一旦お金を払って 5 万円が返ってくるのか、それか申請と同時にお店が値引きをされるのか、それがちょっとよくはつきりと分からないんですが、どういうふうな流れになってるんでしょうか。

吉村生活環境課長 申請につきましては、対象製品を購入され自宅に設置された後、古いものを処分されて領収書を申請書に添えていただきまして申請していただくこととなります。買って設置した後に、申請をしていただきます。申請を受け付けまして、こちら市のほうで審査をいたしまして、問題なければその後上限 5 万円の範囲内で補助金を振り込みをするということにしております。

田中委員 私も確認させていただきます。今おっしゃった、処分してから執行するということなんですが、その処分費、テレビも冷蔵庫もリサイクル料がかかると思います。それも含まれるのか、それともう 1 点、LED を蛍光灯から換えるときに古いお家は工事を伴う場合があると思います。着脱の場所とか。その工事費は込みなのか、それをお伺いいたします。

吉村生活環境課長 まず対象経費でございますが、補助金の対象として家電製品本体と取付工事費は含みます。リサイクル料とかその他消費税とか諸経費等は含みません。あくまでも家電製品本体と取付工事費までを対象としております。それから LED 照明に付け換えた場合の工事費でございますが、工事費は先ほど申しましたように対象としております。

重村委員 1 点だけ。こういう事業っていうのは消費喚起にもなりますし、それで長門市内の業者というか販売店でということで、いいことだというふうに思います。この 4,000 万円という算定が 5%ということ推測して予算を計上されてますけど、周知の告知の状況にもよりますけど、どこの家庭にも 1 台ぐらいはこの機に買い換えようというような家電は大いにあるんじゃないかなと思うんです。今 11 月 10 日って言ったかな、申請の最後が。その前にこの予算を使い切っちゃうっていう状況もあろうかと思うんですよ。周知は 11 月 10 日が期限ですよと決められてても、例えば 10 月末にもう予算枠いっぱい使っちゃったと。だけど市民の皆様は 11 月 10 日って書いてあるから、ギリギリでも問題ないというふうに考えて申請に来られることも考えられますけど、もう打ち切りでいくのか、それとも補正対応というのでも考えられるのか、そこらあたりの見解だけ確認しておきたい。

吉村生活環境課長 限られた財源の中で行っております。一応予算を計上して

おります 4,000 万円に達し次第、終了でございます。

林委員 先ほどずっと話を聞いてて思うんですけど、積算根拠が世帯数の 5%、ざっくりいって 800 件ですよ。企業も限られている。先ほど参考事例として萩市の例を出された。萩市の実際、取組実績ってというのはどうなってるんですか。それを参考にして、この補助金の設計をしてるわけでしょう。そのあたりを聞かせてください。

吉村生活環境課長 800 件という申請件数を設定するに当たりましては、先ほど申しましたように、萩市さんが先行でされてますので参考にしているところです。萩市さんは、5%は大体 1,000 件でございます。実際 4 か月間事業を実施されまして、上限 5 万円までに達しない場合もございますので、1,000 件で事業を開始して 1,200 件程度の申し込みがあったということ聞いております。長門市におきましても 800 件と設定しておりますけど、それ以上の申し込みがあると思います。そのように周知のほうもしていきたいと考えております。

ひさなが委員 この事業、買い換えというところが結構ポイントかなと思っていまして、普段大きな家電を買い換えることはあんまりないので、申請のときにリサイクル券が必要だとか、あと LED 照明器具はリサイクル券は対象外だと思えますので、取付は前後の写真が必要だと事前に伺っておりますけど、そういった告知をしっかりと市民の方にしていただいてトラブルがないようにすべきだと思います。特に新品を買って、対象になるのかと思って買ったらならなかったとかそういったことが起こらないように周知は必要だと思いますけど、そのへんはいかがお考えでしょうか。

吉村生活環境課長 先ほどから申し上げております、古い家電から新しい対象の家電に買い換えが基本の要件の 1 つとなっております。市といたしましては、市ホームページ、市広報、ほっちゃんテレビ、告知放送等を通じまして周知を行うほか、市内の各世帯および家電販売店等へチラシの配布等も行いまして、しっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、生活環境課所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。再開を 10 時 50 分からいたします。

— 休憩 10:38 —

— 再開 10:49 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について、

審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは、地域福祉課所管の補正予算につきまして、予算書 23 ページの第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、説明コード 900「負担金・補助金返還金」として 9,198 万 7,000 円を新たに計上しておるところでございます。これは令和 3 年度及び 4 年度の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の額が確定しましたことから、受け入れ超過分の補助金を国に返還するための経費を計上しているものでございます。その他は、提案説明及び予算説明資料のとおりでございます。補足説明はございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田中委員 補正予算書 22 から 23 ページ、第 3 款「民生費」、第 3 項「生活保護費」、「生活保護適正実施推進事業」についてなんですが、このシステム改修委託料の算出根拠をお伺いいたします。

西間保護班長 2 つのシステム改修の委託料を計上しております。1 つ目が令和 5 年度基準額等の見直しに伴う対応として 149 万 6,000 円、2 つ目が被保護者調査項目の追加等の対応として 100 万 9,800 円となっております。

田中委員 改修内容をお伺いいたします。

西間保護班長 まず 1 つ目が令和 5 年度基準額等の見直しに伴い、令和 5 年 10 月から特例加算として、世帯員 1 人あたりに月額 1,000 円加算する等に対応するためのシステム改修となります。2 つ目が、厚生労働省へ令和 6 年 4 月報告分からの被保護者調査に伴うもので、集計項目が変更・追加することに対応するためのシステム改修となっております。

田中委員 この 6 月補正での予算計上の理由をお伺いいたします。

西間保護班長 1 つ目の改修につきましては、5 年に 1 度、生活保護基準の見直しが令和 4 年度に行われ、その報告書が令和 4 年 12 月に取りまとめられております。その内容を反映させる必要があるため、当初予算に計上できず、また本年 10 月支給分から対応するためには、今回の補正予算で計上する必要がありました。この 2 つのシステム改修ですが、国から一体的に行うように求められており、今回同時に予算計上させていただきました。

中平委員 補正予算書は 22 から 23 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 1 目「社会福祉総務費」、説明コード 105「医療・介護・高齢・福祉施設等物価高騰対応支援金交付事業」について、負担金、補助金及び交付金 718 万円の算出根拠をお伺いいたします。割と細かくお願いいたします。

木下地域福祉課主幹 地域福祉課所管の 718 万円についてご説明いたします。入所系施設ですが、定員 50 人以上の施設に対しまして 60 万円掛ける 3 施設の 180 万円、入所系施設の定員が 50 人未満の施設に対しまして 30 万円 5 施設の

150万円、通所系事業所につきましては20万円掛ける10事業所200万円、訪問・相談系事業所につきましては10万円の11事業者、110万円。また、食事提供加算として入所系施設50人以上の施設に対しましては9万円掛ける3施設の27万円、入所系施設の定員50人未満が6万円5施設の30万円、通所系事業所が3万円掛ける7事業所の21万円、合計718万円となっております。

中平委員 この支援金を受けられるのは、長門市内の事業所全てに対応するという考えでいいのかをお伺いいたします。

木下地域福祉課主幹 対象となる施設、事業所につきましては、長門市内に事業所を有し、障害者総合支援法および児童福祉法に規定する全事業所となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:55 —

— 再開 10:56 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは、高齢福祉課所管の補正予算につきましては提案説明及び予算説明書2ページに記載のとおりでございまして、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 医療・介護・高齢・福祉施設等物価高騰対応支援金、こちらは4課が関わっているということで高齢福祉課のほうにお伺いしたいと思いますが、先ほど地域福祉課からもありましたが支援金の金額、これはいくつか種類があると思います。この支援金額の根拠をお伺いいたします。

杉村高齢福祉課長補佐 事業所の提供サービスの種類や規模によりまして、かかる費用に違いがありますので支援金の額を区分しております。特別養護老人ホームのような入所系施設では施設定員50人以上で60万円、施設定員49人以下で30万円、通所介護サービスのような通所系事業所では20万円、訪問介護サービスのような訪問・相談系事業所では10万円としております。また、食事提供をしている事業所には食事提供加算金を入所系施設で施設定員50人以上

で9万円、定員49人以下で6万円、通所系事業所で3万円を加算して交付することとしております。これらの額の設定につきましては、実際に事業所での影響額をお聞きし、光熱水費、燃料費、食材費等の平均的な上昇率から算出した金額をベースに検討した金額となっております。

ひさなが委員 この支援金の申請から入金までの流れをお伺いいたします。

杉村高齢福祉課長補佐 議決を受けましたあとに、準備でき次第、対象事業所に案内をした上で受付を開始する予定としております。申請書の受理後、審査を行い、内容に不備がなければ速やかにお支払いの手続きを行うこととしております。

中平委員 先ほど地域福祉課にもお伺いしましたけど、この対象となる事業所につきましては市内の全ての事業所なのかをお伺いいたします。

杉村高齢福祉課長補佐 対象となる事業所につきましては、介護保険適用の市内の全事業所及び養護老人ホーム、有料老人ホームなどとなっております。

ひさなが委員 補正予算書6ページ、債務負担行為補正「長門市西地域包括支援センター業務」6,376万2,000円、こちらの補正の理由についてお伺いいたします。

入野高齢福祉課長 日置・油谷地区を担当する西地域包括センターの委託について、現在の委託契約が今年度末で終了することから、今年度中に委託先の選定を行う必要があります。そのため、次年度以降の3年度分の委託料の債務負担行為を行うものです。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。「なし」とよぶ者あり）今一度、高齢福祉課所管全般について、ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 子育て支援課所管の補正予算につきましては提案説明及び予算説明資料2ページの記載のとおりでございます。補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:01 —

— 再開 11:02 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について、

審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは、健康増進課所管の補正予算につきましては、予算書 25 ページ、第 4 款「衛生費」の第 1 項「保健衛生費」説明コード 900 の「施設整備工事費」として 629 万 2,000 円を新たに計上しております。これは、予算説明資料 2 ページに記載のとおり、保健センター内にあるトイレのバリアフリー化等の改修を行うものですが、検診、教室などで利用する市民の利便性向上と安全確保のため、この度の LED 照明設備と合わせ、一体的に整備を行うものです。その他は、提案説明および予算説明資料のとおりでございます、補足説明はございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 今、部長の補足説明にありました、第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 1 目「保健衛生総務費」、説明コード 900「保健衛生総務費」、施設整備工事、長門市保健センター1 階トイレ改修工事の細かな積算根拠をお尋ねいたします。

芳川健康増進課長補佐 積算根拠ですが、バリアフリー改修経費 144 万 5,000 円、便器を洋式にする給排水設備改修経費として 199 万 1,000 円、換気設備の改修経費で 13 万 7,000 円、電気設備改修経費で 22 万 2,000 円、諸経費および消費税等で 249 万 7,000 円であり、事業費は 629 万 2,000 円になります。

中平委員 その中にはトイレの改装でオストメイト用設備やオムツ替えの台を有した多目的トイレが隣接しておりますが、今回の工事は一般のトイレのバリアフリー化等も、少し言えばバリアフリーと言ってもいろいろありますので、そういうことも検討されているのかお伺いいたします。

芳川健康増進課長補佐 今回の改修工事を行う保健センター1 階トイレにはオストメイト用の設備、あとオムツ替えシートを有した多目的トイレが隣接しております。今回の工事は既存の一般トイレをバリアフリー化、あと洋式トイレへの改修工事を予定しておるものです。

中平委員 バリアフリー化をもう少し詳しく説明願います。

芳川健康増進課長補佐 今回のバリアフリー化は、今 5 センチ程度入り口からして段差が実際あります。便器も和式なものですから、段差も 30 センチ以上、1 回足を踏み上げてということになりますので、そこを全てフラットな形で、つまりくことのないような形で整備をしていきたいというふうに考えております。

岩藤委員 ここの保健センターは定期検診とか胃がん検診であるとか、そういうふうな検診にも使われるんですが、工事期間としてはいつ頃を予定されてるんでしょうか。

芳川健康増進課長補佐 工事期間に関してですが、今委員さんがおっしゃられ

たように、がん検診等を保健センターで実施しております。今年も例年と同じように12月上旬までがん検診がございますので、それが終わる前に入札を執行させていただいておいて、それから契約で12月の中旬、下旬から年度末までを工期というふうに今考えております。

中平委員 補正予算書は24から25ページ、第4款「衛生費」、第1項「衛生費」、第1目「保健衛生総務費」、説明コード035。これは先ほどから地域福祉、高齢福祉の方にも質疑しておりますが、「医療・介護・高齢・福祉施設等物価高騰対応支援金交付事業」、予算説明資料は2ページになります。負担金、補助及び交付金の事業所の各々の事業所数及び振り分けた額、積算根拠をお伺いいたします。

芳川健康増進課長補佐 支援金の対象となる事業所数のお尋ねですが、市内の病院・診療所が22、歯科14、保険薬局23、整骨院等が5、合計で64の事業所を想定しております。また、病院・診療所22事業所のうち、50床を超える病床を有する5つの病院を、食事提供加算対象の事業所としております。補正予算額1,525万円の積算額につきましてですが、50床を超える病床を有する病院、これが60万円掛ける5施設で300万円、あわせて食事提供加算を9万円掛ける5施設で45万円、診療所、これが20万円に対して17施設ございますので340万円、歯科が20万円に対して14施設で280万円、保険薬局が20万円掛ける23施設で460万円、あと整骨院等ですけれども20万円掛ける5施設で100万円としております。

中平委員 今の回答にもございましたが、食事提供事業所とありますが、これは入院施設のある病院等のことかをお伺いします。もしその施設数がわかればあわせてお答え願います。

芳川健康増進課長補佐 50床の病床を有し、入院患者に対して食事提供を行っている市内の5つの病院、これを想定しております。

ひさなが委員 今、中平委員の質疑回答の中で整骨院等が5件というふうにありましたが、長門市、整骨院5件だけじゃないと思うんですけど、この事業に該当する整骨院とそうでない整骨院の違いについてお伺いいたします。

芳川健康増進課長補佐 この度の支援金は、公的価格である診療報酬に基づいてサービスが提供され、物価高騰によるコスト増があっても価格への転嫁が困難である事業所に対して、負担軽減を図り、提供されるサービスの質を低下させることなく運営を維持・継続していただくことを目的としております。このことから、整骨院についても、医療保険の対象となる施術を行っている事業所を本支援金の交付対象としております。

綾城委員 今、要は医療保険の対象とならない整骨院は今回の事業の対象になってないという答弁だったと思うんですけども、公的なものは価格転嫁が難

しいと。そうじゃないものは価格転嫁できるんじゃないかという理屈だと思うんですけどね。なかなかそんなに簡単に価格転嫁ができるものでもないというふうに思ってます。今市内にはいくつかの整骨院、整体とか、何て言ったらいいんですか、医療保険とか介護保険とかの適用でやっていない事業者さんもあると思いますけれども、なかなかその価格転嫁というのはそう簡単ではないので、こういった事業所もやっぱり対象にしてあげるべきじゃないかなと思いますけれども、部長いかがですか。

伊藤健康福祉部長 まずこの制度の要綱につきましては、議決をいただいた後に可及的速やかに制定するということになっておりますので、そこで検討していきますけれども、今、実際に県も私どもと同じタイミングでこういう事業を施行しようとされていらっしゃると思います。その中で、その動向を見極めながら、今の我々の制度設計では、そこは医療と分けて対象としておりませんというふうにしておりますけれども、その検討の中でこれは対象に可能ではないかと、国・県がされていらっしゃるのであれば、そこはそこでお任せするとか、そういう検討はしていく必要があるかというふうに思っております。

綾城委員 分かりました。では、一応何らか検討する場合もあり得るということでよろしいですか。

伊藤健康福祉部長 はい。おっしゃるとおりです。

中平委員 補正予算書 24 から 25 ページ、第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 4 目「感染症予防費」、説明コード 025「新型コロナウイルス対策事業」、予算説明資料 3 ページでございます。集団接種出務職員時間外勤務手当 261 万円を、予算書でいくとその上の第 1 目で計上されております。この理由をお伺いいたします。

田中コロナワクチン接種推進室主査 市職員が集団接種に従事する時間外手当であることから、第 1 目「保健衛生総務費」の職員人件費に必要額を増額してこの度は予算計上しております。

中平委員 ワクチン接種事業ですが、答えられる範囲でよろしいので今後どのような展開になるのかをお伺いいたします。

和田健康増進課長 今後のワクチン接種につきましてご説明をさせていただきます。令和 5 年度のワクチン接種事業は、現在実施中で 8 月末まで行います令和 5 年春開始接種、そして 9 月以降に予定しております令和 5 年秋開始接種の実施を本年度予定しておるところでございます。ご案内のとおり春開始接種につきましては各医療機関で接種していただく個別接種、または 4 会場 10 回に分けて行っております集団接種の中から、接種希望者に予約をいただいて実施しておるところです。9 月以降の秋開始接種につきましても、春開始接種と同様に接種希望者には各医療機関で接種いただくか、または集団接種を予約してい

ただいで接種をいただくかということを選んで接種していただくということにしておるところでございます。春開始接種とは秋開始接種の接種対象者が変更となり、原則 65 歳以上から 5 歳以上に拡大されます。接種希望者数の増を見込みまして、必要額を予算計上させていただいております。しかしながら接種期間、それから接種ワクチンの種類、こういったところで現在までに不明な点がございます。国から秋開始接種それからまた来年度以降のワクチン接種の詳細といったものが示されましたら、改めまして市広報、ホームページ等での周知を行いたいと考えておるところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、健康増進課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:17 —

— 再開 11:18 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは農林水産課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 26、27 ページ、予算説明資料では 3 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」の「農地利用効率化等支援事業」につきましては、国の農地利用効率化等支援交付金の採択を受け、日置南部にて自然栽培米の作付け等を行っております法人を事業主体とし、将来的に地域における農地の集約化の実現に向け、生産の効率化に取り組むために必要な機械整備に対し支援することとしております。次に、同じく補正予算書 26、27 ページ、予算説明資料では 4 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」の「新規就業者等産地拡大促進事業」につきましては、県の事業採択通知を受け、新規就業者の受け入れに伴う生産拡大等の計画に基づく機械整備に対し支援することとしております。続いて、補正予算書 26、27 ページ、予算説明資料では 4 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 2 項「林業費」、第 3 目「林業振興費」の「木育推進事業」につきましては、山口県地域活性化センターのがんばる地域応援事業補助金の採択を受け、NPO 法人人と木を事業主体とし、ものづくりカレッジの開催により、木工などのものづくりの担い手の育成及び木材の需要拡大を図ることとしております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」説明コード 090、予算書 27 ページ「農地利用効率化等支援事業」についてお尋ねいたします。この事業ですけれども、国のみどりの食料システム戦略を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等に適用されると思いますけれども、その内訳についてお願いいたします。

山本農業振興班長 今回の機械ですけれども、作付面積拡大であったり収益率の向上等のポイント制で、人・農地プランに位置づけられた地区ごとに要望いたしまして、国から採択されるものです。先ほど委員ご指摘の環境に配慮した営農に必要な機械等の要件は、今回の機械ではございません。その内訳といたしまして、トラクター一式で 1,018 万 8,000 円税抜きとなっております。

田村委員 同じく 27 ページです。第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 1 目「農業振興費」コード 175「新規就業者等産地拡大促進事業」について、これは県の事業を活用して行われるということですが、支援内容についてどのような計画に基づいて行われるか、お伺いいたします。

山本農業振興班長 今回のこの事業ですけれども、新規就業者の受け入れによって生産拡大の計画に基づく機械の整備を支援いたします。具体的には主食用水稻、飼料用米、酒造好適米の作付の面積の拡大を目的といたしまして、乾燥機一式ということになっております。

早川委員 補正予算書 26、27 ページ、予算説明資料 4 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 2 項「林業費」、第 3 目「林業振興費」の木育推進事業の質問をしたいと思います。このものづくりによる森づくり事業なんですけれども、事業概要、ものづくりカレッジとかその対象者っていう、事業内容の詳細を教えてください。

末永林業振興班長 ものづくりカレッジとは、NPO 法人人と木が事業主体となりまして木工の担い手の育成や木材を身近に感じるライフスタイルを提供するために開催する講座で、はじめて木工を体験される方でも参加できる木工基礎の学習や木のおもちゃづくりの体験、また、糸のこ学芸員を対象とした養成講座など、参加の対象というものは初心者から熟練者まで様々でございますが、今年度につきましては、6 つのプログラムを開催する予定としております。

早川委員 これの効果というか、まず木材需要拡大の対象者をお示してください。

末永林業振興班長 まず、木材の需要拡大の対象者というご質問でございますが、こちらは本事業が森林資源の保全を図りながらシイの木を中心とした広葉樹の需要拡大を図ることを目的に事業実施することから、DIY いわゆる専門業者ではない何かを自分でつくったり修繕したりされる方からシイの木を取り扱う市内の業者を需要拡大の対象としております。

早川委員 ではその需要拡大の効果の検証方法というのは、一体どのようにされるのかをお示してください。

末永林業振興班長 効果の検証方法についてですが、こちらは森林整備の面積により効果を検証したいと考えております。と申しますのが、森林の荒廃が進む中、木材を活用したものづくりをきっかけに森林整備を促進することで森林の価値を高め、山林所有者へ利益還元を行い、森林整備への意欲を高めるといった好循環を構築したいという考えがございますことから、森林整備の面積により効果を検証したいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、農林水産課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:26 —

— 再開 11:26 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、産業政策課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 20、21 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」の「ふるさと応援寄附推進事業」につきまして、予算説明資料 1 ページで掲載をさせていただいておりますが、今年度に入りまして、過去最高の寄付金額となった令和 4 年度を上回る月額ベースの寄附件数となっておりますことから、事業の効率化を図り、市内産品の更なるプロモーションに注力するため、所要の経費を計上しております。次に、補正予算書 28 から 29 ページの第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 2 目「商工業振興費」の「省エネ機器等導入支援事業」につきましては、予算説明資料 4 ページに掲載しておりますとおり、国における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を活用して、燃油などの物価高騰に直面する市内事業者の負担を軽減し、事業継続と経営改善を図るとともに、温室効果ガス削減への取組を推進するため、省エネ機器などの導入経費の一部を補助することに伴う所要の経費を計上させていただいております。その他は、補正予算書並びに予算説明資料のとおりでございます。特に補足説明はございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 補正予算書 20 ページ、21 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、「ふるさと応援寄附推進事業」386 万 9,000 円についてですが、この手数料がいつからいつまでの金額なのか、そして、今ふるさと納税が上がっていつの間にかおそらく来年以降もそうなのだろうな、そうであつたらいいなと思いますけど、この手数料自体、来年度以降も継続して委託をする予定なのかお伺いします。

坂田産業政策課主幹 今回予算要求しております予算につきましては、議決後 7 月から 3 月までの予算となります。次年度以降の継続につきましては、来年度以降もふるさと納税のほうは増やしていくという動きとなりますが、寄附金額、寄附件数を見て検討していくこととしております。

ひさなが委員 補正予算書 28 ページ、29 ページ、第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 2 目「商工業振興費」、「電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業」の「中小企業等事業再構築促進事業費補助金」についてですが、この補助金に該当する見込みがある企業数をお伺いします。

野村産業政策課長補佐 現在 4 社を見込んでおります。

ひさなが委員 こちらコロナ臨時交付金を財源に充てられていると思いますが、もちろんタイムリミットというのが生じてくると思います。この事業に対するもののそれがいつ頃なのか、いつ頃が期限とお考えでしょうか、お伺いします。

野村産業政策課長補佐 申請期間を令和 6 年 2 月末までを予定しており、国の額の確定通知を得るまでに 1 から 1.5 か月かかることが見込まれていることから、遅くとも年内には補助事業が完了しておかなければならないと思っております。したがって、年内が 1 つのタイムリミットと考えております。

綾城委員 これ 2 年前ですか、なかなか年度内に事業が執行できずに 1 件ぐらいいしか補助対象に結局ならなかったですよ。明くる年にまた何か予算を出してそこで拾ったという形があつたと思うんですよ。この交付金、さっき企画政策課に聞くともう繰越できないからこれで終わりですよ。今、この 4 件いらっしゃいますけど、この予算つくってらっしゃいますけど、事業に間に合いそうですか。

野村産業政策課長補佐 予算を策定するときに各事業者にはヒアリングをし、年内の完成が間違いないということを確認してやっております。

田村委員 それでは同じく予算書の 29 ページです。第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 2 目「商工業振興費」、説明コード 130「電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業」の「省エネ機器等導入支援事業費補助金」についてお尋ねをいたします。まずこれの申請期間、それから申請方法についてお答えください。

野村産業政策課長補佐 この申請期間は令和 5 年 7 月 10 日から令和 6 年 1 月 12 日までと考えております。申請方法については、商工会議所と商工会に委託

をし、申請をして、支払いをするという形にしております。

田村委員 分かりました。それでは事業者への周知方法について、教えてください。

野村産業政策課長補佐 広報、ホームページ等で周知するとともに、商工会議所、商工会から業者宛てに文書で通知して周知を図る予定です。

田村委員 申請を見込まれる事業者の数についてはどの程度想定しておられるのか、お尋ねします。

野村産業政策課長補佐 事前に商工会、商工会議所にヒアリングをし、およそ130社を見込んでおります。

綾城委員 省エネ機器と書いてありますが、具体的に補助対象についてお尋ねします。

野村産業政策課長補佐 国の省エネ基準のトップランナー基準というのがあるんですけど、その統一ラベルの星が2つ以上の機器ということで指定しております。そのラベルにない表示のものについては、メーカーや販売店の証明で対応することとしております。

綾城委員 はい、分かりました。あと申請に必要な書類ってというのは何が必要ですか。

野村産業政策課長補佐 申請に必要な書類は、領収書および請求書、あとカタログ等の写し、設置後の写真、型番とか事業所に置いてあるというのが分かるもの、あと振込先等が分かるものの写し、低燃費タイヤを購入する際には自動車検査証の写しを求める予定としております。

綾城委員 分かりました。ということは、決算書とかそういったものは今回は必要ないということによろしいですか。

野村産業政策課長補佐 前回、昨年度に企業物価の高騰対策の支援金を支給した際に、そのへんの書類をいただきましたので、去年申請していただいた事業者様には求めないようにして、それ以降、新たに出てきた方に対しては求めようかと思っております。

綾城委員 分かりました。それとあと機器以外の外構工事とか基礎工事とか、そういったものが対象となるのかをお尋ねします。

野村産業政策課長補佐 その他の撤去費用とか工事費用も含めて認めようと思っております。

綾城委員 処分費は対象になりますか。

野村産業政策課長補佐 処分費も認めることとしております。

綾城委員 県が省エネ系の補助金をやっていますよね。それと併用できるのか、お尋ねいたします。

野村産業政策課長補佐 費用の重複がないように明確に区分できる場合のみ、

対象としようとしております。

田中委員 今回の答弁のほうで、前回決算書を提出された事業者は対象としないけれども、今回新たに来られた方は決算書をいただくというふうにおっしゃったんですが、この機器を運用するために、どうして決算書が必要なのかお伺いいたします。

野村産業政策課長補佐 あくまでも市内で事業を実施しているという実績が確認したいと思いますので、そのへんの書類をいただければと思います。

田中委員 それは実績が分かるのであれば、決算書でなくてもいいということですか。

仲野産業政策課長 一番事業実態が確認できるものが、確定申告に伴う書類が一番確認できるということでそういった書類を求めていますので、それ以外のものでも事業実態の確認できる書類等がございましたら、それで確認できればオッケーという形にしたいと思います。

綾城委員 仲野課長の具体的に決算書以外でも事業の実態が分かればいいということは、ちなみに例えばどういうものですか。領収書とか請求書とかですか。

仲野産業政策課長 前年度行いました支援金の関係のときに、確定申告以外のものでしたら、今、議員お示ししましたとおり、領収書とかそういったもので確認ができるものがございましたら、当然事業所名が入った領収とかそういったことになりますけれども、それで確認をして承認をしたという事例は前回の事業でもございます。

綾城委員 そうすると、やっぱり決算書は見せたくないという事業者さんはそういうことも対応できると。領収書とか請求書とかでも認めるということによるのでしょうか。

仲野産業政策課長 できれば確定申告の写しが一番ベストかなと思いますけれども事業者様のほうの意向もございますので、そういった意向でございましたら、代わる書類で確認させていただければ手続きのほうはさせていただければというふうに思っております。

早川委員 申請されて、そこの事業者の選定というのはどのようにされるのでしょうか。一度に来た場合とか。

仲野産業政策課長 基本的には申請順で受付のほうをしていきます。当然予算上の上限というのがございますので、ここについては同様の事業を実施しております他事例、他自治体のほうの情報を参考にいたしまして、事前にその予算残が少なくなってくればホームページとかあるいはお問い合わせをしてくださという形で周知徹底をする形で予算終了間際になっても混乱をきたさないようにきちんと整理をしていきたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほ

かにご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、産業政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:41 —

— 再開 11:41 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企業誘致・まちづくり推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは企業誘致・まちづくり推進課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 5 ページの第 2 表「繰越明許費補正」に記載しております「戦略的産業基盤強化事業」4,680 万 2,000 円につきましては、当初予算時において、極力、年度内完了を目指すこととしておりましたが、仕様の精査を行った結果、業務期間が年度内に収まらないことから、繰越処理が必要であると判断したものであります。

吉津委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 今、部長から補足説明がありましたので分かりました。これ事業の内容に特に何か変更になった点とかということがございますか。

河野企業誘致・まちづくり推進課長 当初予算で審査をいただきました内容に変更ございません。

田村委員 繰越になる業務内容について、もし詳細が分かればお願いします。

河野企業誘致・まちづくり推進課長 戦略的産業基盤強化事業のうち、IT 拠点施設設計業務委託、これについてでございます、これは設計業務とそれからアドバイザー業務、これを合わせて 4,680 万 2,000 円となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり) なければ、ほかにご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、企業誘致・まちづくり推進課所管全般について、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:44 —

— 再開 11:44 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは観光政策課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 28 から 29 ページ、第 7 款「商工費」、第 2 項「観光費」、第 3 目「観光振興費」の「散策したくなるまちづくり推進事業」の 638 万 3,000 円につきましては、予算説明資料の 5 ページに記載しておりますとおり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、コロナ禍以降 4 年ぶりに開催される「やきとり JAPAN フェスティバル in 長門」の開催を支援するため、電子チケットを活用した「ウェルカムやきとりキャンペーン事業」を開催するために必要な経費を計上しております。また、コロナ禍以降、回復傾向にございます本市を訪れる観光客への移動の利便性を図るため、2 次交通、3 次交通対策への支援として、市内の主要観光地を巡るタクシーでの周遊プランを造成するため、市内タクシー事業者に対する車両購入費について補助することに伴う所要の経費を計上しております。また、同ページの「長門湯本温泉観光まちづくり整備事業」の 1,660 万円につきましては、令和 3 年 7 月に発生した落雷により不具合の生じた温泉街の灯具につきまして、昨年度実施した調査業務の結果、新たな修繕箇所が増えたため、追加の補修工事費と雷サージ対策工事のための設計等委託料の予算を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 予算書 29 ページ、第 7 款「商工費」、第 2 項「観光費」、第 2 目「観光施設費」、事業名「観光施設等維持管理費」なんですが、確認なんですけど、施設維持補修工事 71 万 5,000 円とありますが、これ場所はどちらになるんでしょうか、お尋ねいたします。

岡田施設管理班主査 工事の実施場所につきましては、長門市三隅中 303 番地、湯免 5 号泉と言いまして、長門市三隅老人福祉センターそばになります。

弘中観光政策課長 補足説明いたします。こちらの場所につきましては、長門市湯免の 5 号泉の長門市三隅老人福祉センターそばの 5 号泉ポンプ施設の中にあるポンプでございます。

ひさなが委員 予算書 28 ページ、29 ページ、第 7 款「商工費」、第 2 項「観光費」、第 3 目「観光振興費」の「散策したくなるまちづくり推進事業」のうち「ウェルカムやきとりキャンペーン事業費補助金」についてです。まず、チケットの購入は電子チケットだと思いますけれども、スタンプラリーは紙媒体になっていると思います。この理由は何でしょうか、お伺いいたします。

市川観光政策課長補佐 当初は電子チケット、電子スタンプのみで事業実施を検討しておったところなんですけど、やきとり祭り実行委員会との協議の中で、や

はり電子チケットのスキームに参加が難しい店舗または客層が一定数いるということがございました。誰もが参加可能な体制を構築する意味から、紙媒体との併用ということを考えてというところがございます。

ひさなが委員 ウェルカムやきとりキャンペーン事業に関して、市としてどれくらいの費用対効果があると見込んでいらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

市川観光政策課長補佐 費用対効果につきましては、数値的には電子チケットの販売枚数2,880枚を想定しておりますが、スタンプラリーの参加者数960人、また「第1回やきとり JAPAN フェスティバル 2023in 長門」の観客動員数5万人というふうにしておりますが、これらに対する達成率が数値の指標になると考えております。ただ、本事業は交付金を活用して財源にやきとり祭りの開催にあわせて、前後の期間を利用して本市の食の名物であります、やきとりの販売、これらのキャンペーンを実施することで旅行意欲や消費、外食等意欲が減少している現状、また本市の観光需要の回復させる、こういった目的も備えておるというふうに考えております。

早川委員 今、費用対効果のところチケット枚数とか、達成率が指標になると回答いただいたんですけれども、この中に滞在時間の延長や観光消費額の向上、宿泊率の増加を図るというふうに説明がされております。これに対しての検証というのは、どのようにされるのでしょうか。

市川観光政策課長補佐 宿泊に関しましては、それぞれの御宿さんとの調整もでございます。また、直接的に統計を取るスキームと申しますか、実行委員会と今協議する中で構築ができていないんですけれども、それは今後の検討材料といたしまして、考えていきたいというふうに思っております。

早川委員 では今後、その日のやきとりの実行日の宿泊率を、アンケートを取るとかっていう考えでよろしいでしょうか。

市川観光政策課長補佐 当然、アンケートの中にどこに泊まったとか、そういった回答をいただいて集積する方法もございますし、例えば御宿さんにやきとりのチケットの販売とかを委託して何枚出たとか、そういうのを今後は協力できるような体制を構築して数値を取っていけるようにしたいというふうに考えておるところでございます。

田中委員 市内でこのやきとりの食べ歩きに参加される店舗、事業者はどのくらいを見込んでいらっしゃるのかお伺いします。

市川観光政策課長補佐 現時点で長門やきとり横丁連絡協議会の18店舗がまず参加するというふうに聞いております。それにプラスアルファというところはあるかもしれませんが、現時点ではその協議会の18店舗というところを考えております。

田中委員 確認なんですけれども、その店舗のメニューにやきとりがない店舗というのは参加できないという認識でよろしいんですかね。

市川観光政策課長補佐 この協議会に今入っておるお店であれば構いません。

田中委員 もう 1 点だけ。先ほど早川委員がおっしゃったように、宿泊の方とか観光の方を見込むということなんですけれども、これをやられるときに湯本に泊まっていらっしゃるお客様を、夕方やきとりを食べ歩いてもらうために、交通として移動する手段を何か市が整えているとかそういうことはあるんでしょうか。

市川観光政策課長補佐 今回に関しては、特にそこはもうご自分で来ていただくかほかございません。

綾城委員 説明コード 070 の「散策したくなるまちづくり推進事業」の中に「観光旅行者周遊促進事業」というのがあります。お尋ねしたいのが、これは市内タクシーが周遊プランを造成するために、市内タクシー事業者に対して交付金を活用して車両購入費を助成すると。これは分かりました。周遊プランというのはどなたが決めるんですか。

市川観光政策課長補佐 これに関しては、ある程度長門市のほうで決めます。今、県がやっております山口絶景バスっていうのがありまして、これが湯田温泉発着で元乃隅神社それから下関市の角島、ここをまわって帰ってくるというすごいシンプルなメニューなんですけれども、すごく利用客が多いというふうに聞いておりますところから今回の話が始まっておりますので、ある程度長門市センザキッチン発着の元乃隅神社とか湯本温泉っていう超シンプルなコースを運行してもらおうというふうにこちらのほうで考えています。

綾城委員 タクシー会社はあくまでも車両を購入するだけと。ある程度市が示した周遊プランでその車両を使って運行してもらおうという形をとるということでよろしいですか。

市川観光政策課長補佐 おっしゃるとおりです。基本的にはそのとおりです。

綾城委員 これは、事業者の選定というのは入札か何かでやられるということよろしいですか。

市川観光政策課長補佐 そのとおりでございます。

綾城委員 最後 1 点です。3 次交通対策で今センザキッチンに 1 台車を配置してますよね。それとは全く別の事業だということよろしいですか。

市川観光政策課長補佐 1 台というのはおそらくレンタカーのことだと思っております。レンタカーは今年度当初予算で始めた事業で、免許を持っていらっしゃるお客様と持っていないお客様が利用可能なものとかってところで、利用客のすみ分けができますので、別物というところで考えております。

早川委員 これレンタカー事業も今 2 台置いていらっしゃるみたいなんですけれど

も、市内タクシーの周遊事業もこれってどういった検証方法をとられる予定なんでしょうか。

市川観光政策課長補佐 本事業は長門市観光コンベンション協会に補助を出して、そこが事業主体となって先程の入札なりを行うようになるんですけれども、長門市観光コンベンション協会で運営しております、ナガトリップというオンラインの予約サイトで進めて、これを管理することによってどういったお客さんが利用したとかというところの分析も行います。利用人数も当然リアルタイムに管理することができるということで、効果を検証して次の情報発信であったりとかにつなげていきたいなというふうに考えております。

早川委員 これってすごく目に見やすい数字が出てくると考えられるんですけれども、多分この時期にこの人数がぱんと跳ね上がるとか、曜日とか形態とかっていうのが予約状況で、とてもデータとして取りやすくなってくと期待するんですけれども、これコンベンション協会がデータを持った場合、1事業者とかがこのデータを欲しいと言った場合は、コンベンションの会員は示していただくことができるんでしょうか。

市川観光政策課長補佐 個別の情報とかっていうのは難しいと思うんですけれども、例えばその男性、女性でエリアとかどういった方々、どの時間帯とかっていう大まかな情報に関しましては、例えば観光コンベンション協会からとかっていう形で情報提供することができるんじゃないかなと思っております。

米弥委員 観光旅行者周遊促進事業で、この説明書には市内タクシー周遊プランを造成する市内タクシー事業者に対して、車両購入費を助成するとあるんですが、レンタカーとは違うんですよね。市内でタクシー事業をされる方のタクシー車両で判断していいんですか。

市川観光政策課長補佐 レンタカーとは当然違います。乗り合い型のタクシー事業になります。

米弥委員 今までタクシー事業者より、例えば保有台数が少ないであるとか、もう車両が古くなったっていうことから購入費を助成して欲しいという要望があったんでしょうか、お尋ねいたします。

市川観光政策課長補佐 そういった個別の相談は全く受けておりません。あくまでも、我々がこれまでアンケート等で把握しております市内の2次交通、3次交通のところの弱さをこういうプランで補うと。新たな政策を打って補うことに対して説明会をタクシー業者さんと呼んで行って、それに賛同していただける場所がありますかという話をして、この話が進んでおります。

米弥委員 あとこれ私だけかもしれませんが矛盾してるなという点があるんですけど、今タクシー運転手が不足しているというふうに聞いております。そこでまたタクシー車両の購入というのは、いかななものかなっていう点もありま

した。あくまでも私の意見ですけど、タクシー車両の購入費を助成するというよりか運転手ですよ、大事な。運転手を増やすような形であるとか、例えばタクシー周遊プランの価格を助成することによって安くしていく。そういうふうな形のほうで使ったほうが観光客も喜ばれるんじゃないかなと思いますけど、見解をお尋ねいたします。

市川観光政策課長補佐 今回は車両の一括購入補助を行うというイニシャルコストを大幅に、ほぼ抑えることによって、ランニングコストの補助は全く考えておりません。例えば観光客の方もいらっしゃる。中にはインバウンドの方とかというのがいらっしゃる。我々観光政策課としては観光客のそういったところの長門市内にせっかく来ていただいたお客さんが行きたいところに行けないとか、行くに手段がないとかっていうところの問題解決をするために、今回の旅行商品、乗り合い型タクシーっていうのをあくまでも考えておりますので、運転手さんとかっていうところとは別の問題というか、観光目線で今回のことを考えておりますというところでご了承いただけたらと思います。

田中委員 今の話を別々に考えることは私もちょっと承服できないんですけれども、タクシーを用意しても動かす人がいなければ動かないので、お客様に喜んでもらう以前の話だと私は思うんです。本当に人手がなくて困ってらっしゃる。私が1つ確認したいのは、これで購入された車っていうのは対象となった事業者が周遊以外ではこの車両を使ってはいけないのか、一般業務でも使っているのか、そこを確認させてください。

市川観光政策課長補佐 説明の仕方が申し訳ございませんでした。ただ車両に関しましては、今考えておりますのはイニシャルコストを抑える代わりに6年間の償却期間があります、契約して我々のもとで事業を実施していただくと思っております。その中で最低1日何便とかという動き、今から仕様できちっと決めていきますが、それ以外の時間に関しては使っていただいても構わないということにしようかなというふうに考えております。

田村委員 それでは第7款「商工費」、第2項「観光費」、第2目「観光施設費」、補正予算書29ページ、「長門湯本温泉観光まちづくり整備事業」についてお尋ねをいたします。今回1,660万円の予算がついておりますけれども、対象となる灯具の改修ですけれども、この場所、箇所数と個数を確認します。

岡田施設管理班主査 箇所数につきましては、路線ごとに申し上げます。まず駐車場で4箇所、それから市道湯本礼湯線で4箇所、それから市道湯端平町線で1箇所、市道湯本東線で1箇所、市道湯本大寧寺線で6箇所、それから大寧寺川で2箇所、箇所数計18箇所、合計で31個の照明器具を交換することとなっております。

田村委員 昨年度の9月に補正予算が出ております。63箇所について昨年度修

理の補正予算が出たと思うんですね。その後にもまたこの18箇所が出てきたということで、これ新たなトラブルではなくて、一昨年起こった落雷によるものだというものなんですけど、これは調査の期間っていつまで調査をされたんでしょうか。

岡田施設管理班主査 調査期間につきましては、昨年度、当初計画では5月2日から9月30日までの予定だったんですが、諸事情により工期が延長となりまして、調査期間につきましては最終的には昨年度5月2日から年度末の3月31日までとなったところでございます。

田村委員 それでは説明資料の中に、今後の落雷による故障の再発防止を目的とした雷サージ対策工事のための設計等委託料を計上するということになっております。この雷サージにつきましては、どのような内容の予算がどこに入っているのでしょうか。金額いくらでしょうか。

弘中観光政策課長 サージ対策の部分の設計につきましては、設計監理等委託料の60万円の中に入っております。

田村委員 今回は設計委託料が入っているということで、60万円ということで今ご説明があったと思いますけれども、そもそも雷サージというのはどういうものなのかご説明いただけますでしょうか。

弘中観光政策課長 サージというのは電気系統などに対して、非常に高い電圧が瞬間的に発生する現象のことです。いわゆる雷サージ、落雷に対応するための対策でございます。

綾城委員 落雷、針を建てるとかそういうことですか。

弘中観光政策課長 避雷針を建てるとかいうものではなくて、何と言いますか、ブレーカーを付けるような感じのものになりますけれども、5つの灯具に対して1つを添えた避雷器というものを付けるという工事になります。

綾城委員 ということは今回その設計で、また今度設置費みたいなものもまた今後出てくるということですか。

弘中観光政策課長 一応今回設計を行いまして、工事費はその後でまた必要になってくると思います。

綾城委員 これ前は落雷の保険が対応されてましたよね。今回はそういう説明がないんですけど、この落雷による何とやらで31箇所を追加があったと。これは保険の対応にならないんですか。

弘中観光政策課長 こちらにつきましては、前回と同様に保険の対象になっております。

綾城委員 これ今1,660万円出てますけど、このうちどれくらいが保険の対象になるんですか。

弘中観光政策課長 工事に係る1,600万円の大体9割が保険の対象となります。

綾城委員 サージ対策の設計費も保険の対象になるんですか。

弘中観光政策課長 サージ対策の 60 万円につきましては、保険の対象にはならないところです。

綾城委員 今後サージ対策というか、落雷対策で付けるものも保険の対象にはならないということによろしいですか。

弘中観光政策課長 サージ対策に係る部分の費用につきましては保険の対象にはならないところです。

重村委員 何点か。今、問題になっている事業ですけど、以前、昨年 9 月の予算審査の中で 3,300 万円ぐらい補正を組みまして、多額の金額の。それで保険適用になるということもそのとき確認をさせてもらってますけど。多額の費用をかけて改修するのであれば、今後の落雷対策っていうのは必要ではないかという議論が予算委員会の中であったと思うんですね。そのときの執行部側の答弁っていうのは 10 年に 1 回程度、大規模な改修等を湯本温泉街っていうのはやっていけないといけないでしょうと。そのときに落雷対策についても一緒に考えていきたいというような内容のご答弁だったというふうに私は記憶をしているんですけれども。ここで設計費用 60 万円が上がってくるということは、そういう湯本温泉街の大規模な改修等の時期を待たずして、やはりこの落雷工事っていうのもあわせてやらないといけないという認識に立って、今回の設計費用を計上しているという認識でよろしいですか。

弘中観光政策課長 おっしゃるとおりです。

重村委員 もう 1 点。当初予算にはもちろんこれ上がってないです。昨年 9 月の補正で 3,300 万円、今回 1,600 万円ということで、総額から言うと約 5,000 万円近い、保険適用で 9 割は補てんされるとは言っても、大規模なイレギュラー的な予算を必要とするという事案です。約 2 年前の落雷から発して、いまだ 2 年経とうとして、そのまだ不具合を生じてるところがあるという。湯本温泉の温泉街にとってその灯りというのが、一つのモチーフっていいですか売りとして、多分観光地経営に大変必要な僕は設備だと思うんですよ。2 年経っていまだにまだ修理、改修が全て終わってない。これ時間と費やしてる費用に関して、私はやはり行政の責任として、もっと重大にスピード感を持って、いくら調査とか設計の時間が要るとは言っても、私は湯本温泉をこのコロナの期を過ぎて、このもう 4 月から動き出すわけですよ。そんなときに時間は 2 年かけて、そして多額の費用をかけて、イレギュラーで対応の仕方というのは非常に難しかったかもしれませんが、これはやっぱり反省すべき点があるというふうに私は思うんですけど、これは課長なのか部長なのか、どちらかが今回の補正も含めて、どのように認識してどのように今後に生かしていきたいか、確認だけしておきたいと思います。

堀経済観光部長 委員のご指摘のとおり、この調査は先程も申しましたように昨年度の3月31日でようやく終えたという形で、これまでも灯具の箇所については異常があるということで認められたところがまた他に影響を及ぼす形で、故障を誘発したということもございまして、我々といたしましても、やはりサージ対策、当然以前委員会の中でもご指摘いただいたわけですが、それについては大規模修繕の中でやっていきたいという思いも露吐したわけですが、今回このような追加が出るにあたっては、やはりサージ対策はしっかりやっていかなければいけないという認識を改めてさせていただき、3月31日の調査結果を持って対策を講じるということにさせていただいたところでございます。今後は1個、1個のサージ対策というのではなくて、やはり何箇所か、本来すべきところでの限定をいたしまして、経費も抑える形で何とかサージ対策を図っていききたいということで、現在予算計上させていただきました。今後はやはりしっかりとしたサージ対策を行う中で、それでも故障が出てくるかどうかというところははっきり明確には申せませんが、対策を怠らず行っていくということは肝に銘じて事業をしていきたいというふうには考えております。

重廣委員 これは市が設置したものに雷が落ちたと以前の委員会でもありました。湯本みらい創造基金がございませぬ。その条例の中には環境整備のために使う基金という内容もございませぬ。今の雷サージ、私もどんなものか見当つきませぬけど、今から設計されますよ。これはもう基金から出されるべきものではないかというふうな感じがするわけなんです。この度は設計委託料ですから、調査されて設計が出たときに、また数千万円という可能性もございませぬ。先ほど落雷の位置を聞きますと、かなりバラバラになってますよ。1か所、集中的に駐車場だけというのはなんとなく雰囲気は分かるんですけど、電気ですからつながってますので、いろんなところがショートしたり故障したりしたというふうな先ほどご報告もありましたが、これを今からされるにあたり、今度予算的なものを基金で私はすべきではないかというふうな考えがあるんですけど、現時点での観光政策課の考え方、何のために基金をつくってるんだというふうな気持ちがあるんですよ。基金をつくって3年目ぐらいですかね。入湯税を上げて、湯本の中の環境整備という項目もございませぬ。これは9割方保険で対応するというので、一般会計から出されているかもしれませぬけど、そのあたりの考え方をはっきり示していただきたいと思っております。

堀経済観光部長 委員お尋ねのとおり、基金のほうの造成をさせていただいているところではございませぬ。ただ、現在、基金の造成額が5年後さらには10年後といった大規模修繕に金額を想定して積み立てをさせていただいているという状況でございませぬ。その中で、今回、取りあえず設計については60万円ということで一般財源を使わせていただくわけですが、金額の大小、要は設計

によって金額の大小があろうと思います。その中で、当然みらい評価委員会のご意見もいただき、最終的には判断をさせていただきたいと思っておりますので、ちょっとその設計をまずは待って、その金額をもって相談をさせていただくという格好になろうかと、予算を審議いただくという格好になろうかというふうに考えております。

林委員 昨年の9月の補正でも議論が出ました。今年の当初予算でも50万円については若干議論がございました。今、重廣委員がおっしゃったように、湯本温泉みらい振興基金条例の基金の処分については、条例上その景観に資する整備、維持管理が入ってます。これは該当するっていう、今の、基金の処分についてはもちろん評価委員の皆さんにも相談しなきゃいけない。けれども、考え方としては、本来はこういうのは150円上乗せした入湯税でもって、その地域のこういった景観に資するような環境整備については使っていくという考えでよろしいですか、今のは。もうちょっと明確に。

堀経済観光部長 先ほども申しましたとおり、当然その基金造成において、当初想定をしていた大規模修繕という金額は、今後の大規模修繕のあり方として、単価が上がっていくという見込みも当然出てくるというふうに思っております。その中で、現状基金が造成していくっていうところの考え方の中で、先ほども申しましたとおり、やはり当初考えていた5年後、10年後その金額がペイできるのかというところと合わせて、みらい評価委員の方々の意見もいただかないといけないというところは我々も1つとして考えておるところでございます。もちろん法定的に決められた基金を取り崩すための内容についても、いろいろご審議をいただく。環境改善のために用意した基金でございますから、これに使うべきか否かっていうところは、当然委員会の中で諮って、委員の皆様のご意見をいただきながら、最終的には執行部のほうで決定をしていきたいというふうには考えております。ですから、灯具、サージ対策が該当するか該当しないかというところと言いますと、当然該当はするであろうというふうな考えはありますけれども、もちろん5年後、10年後の大規模修繕を考えたときに、それではどうするかというのは意見をいただきながら検討したいというふうに考えております。

林委員 分かりました。今、明言されましたよね。つまりこのみらい振興基金条例の処分については、第5条第1項第2号で長門湯本温泉の街並みの景観形成に資する施設の維持及び整備に要する費用に充てられるんだと。今年の3月の当初予算審査の中で田村大治郎議員が灯具っていうのは何を指すのかっていう話をされて、ライトアップしたやつとかイルミネーションとかそういうのも入るんだよという話をされました。したがって、基金を造成してる最中で、コロナもあってなかなか思ったように基金造成ができていないというのは私も認識し

てますが、先々、基金造成ができた暁にはこういった湯本の景観に資するような施設の整備や維持管理については基金から本来は出すべきだ、また、出さなきゃいけないんだっていうことですね。もう一度、確認します。

堀経済観光部長 もちろん条例等、規定をした内容につきまして、拋出をしていくというところは当然検討しなきゃいけない。ただ最終的にどのような形で使えるか、基金造成がどの程度になるかというところはやはり将来の5年後、10年後を見据えた形で考えていかなければいけないという中で総合的に判断をさせていただこうと思います。

綾城委員 最後に1点だけ、よく聞かれるので。さっき聞くのを忘れてたんですけど、この工事ですよ。工事のスケジュールって今どうなってますか。

弘中観光政策課長 第1期工事、昨年度に発注したものにつきましては、現在まだ工事中でございまして、一応今年度の11月30日がまずは1期目の工事の終了予定となっております。第2期工事につきましては、今月の終わりに入札をする予定としてございまして、そちらについても灯具納品後にすぐに施工しまして、年度内には終わる予定としております。

早川委員 雷サージを落雷対策で設計されるっていうことなんですけど、根本的に広範囲にわたって落雷の被害を受けてるんですけども、これを対策をすることで部分的に切れていくっていうか、そういう考えの対策でいいですか。

弘中観光政策課長 一応、1つ1つにそういった対策をするとかなり費用がかかってしまうということから、5つを1つのグループとしてサージの対応をしていくという工事をする予定にしています。

早川委員 先ほどからやっぱり観光地なので、すぐに切れた場合はすぐに対処したほうがいいんじゃないかって皆さんも言われてるので、これ個数が多くなればなるほど、すぐ対処できるっていう考えでいいんでしょうか。個数っていうか雷サージが個数が多くなればなるほど10個に1つじゃなくって、5個1つのところで対策するっていうふうにすると、すぐに対応できるんでしょうか。しやすくなるんですか。今、1個1個にやると個数がかかるから、何個かにまとめて対策をする、1つにまとめて対応していくって言われたんですけど、それは5個を1つでしても、すぐに対応ができるんですか。その1つの1か所に雷がもう落ちないということなんです。そこがちょっとよく分からないので。

堀経済観光部長 委員お尋ねの案件でございまして、基本的には先ほど課長から答弁させていただいたとおり、この仕様といたしまして、設計仕様で5個程度を1つずつということで、サージ機器を付けていこうかというふうに考えております。そこから5個以上のところに誘導電流が流れない対策ということで、サージ機器を付けていきます。そうすると、さらに箇所は5個を超えないということで、今後、修繕等もしていきやすくなるという意味では、時間的にも早い

対応ができるというふうに考えております。

田村委員 すいません 1 つだけです。ここで言うのもおかしな話かもしれませんが、今回 1,600 万円の補修の予算が追加で計上されております。前回 3,726 万円を 9 月予算で補正をかけておりますけれども、そもそもこれだけの落雷の被害を照明の施工のときであるとか、設計のときだとかに想定してなかったのかなと思うんですよね。設計や施工に責任はないんでしょうか。

堀経済観光部長 やはり共済が受けられるという段階で、これは災害の 1 つとして我々のほうも考えております。ですからやはりサージ対策まですれば当然良かったんでしょうけれども、そこまでは考え方が及ばなかったというところは、我々も心にしていかなければいけないことではございますが、そこまで責任を問うということは、保険に入っている、保険適用にもなるという以上、災害の 1 つと考えてよろしいかというふうに思っておりますので、その責任は事業者には問えないかなというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所管全般について、ご質疑はありますか。

重村委員 今一度ということで副市長に見解を 1 つだけ。今先ほどから議論がありましたように湯本温泉まちづくり事業の中で新たに 1,600 万円電灯の修復等にかかるということで、以前からも議論になってましたけど、先ほどの議論の中で重廣委員も言われてました。みらい基金を使うべきではないかと。それで林委員の見解はそれでいいのかというような確認もありました。いくら保険適用で 9 割と言っても 1 割は市の負担になってるわけでしょう、割合から言うと。私の個人的な見解から言うと、1 割はその基金から出してもいいんじゃないかというふうな見解を個人的には思ってます。確かにその 10 年後の大規模改修に向けて、ある一定の金額を造設しないといけないという目標はとても大切なことだし、未来に備えるという意味で大切かもしれませんが、まちづくりを運営していくときってというのはこういったイレギュラーであったり災害であったりとか、この基金を適用しないといけないという場面が私は出てくると思うんですよ。まちづくりの会社にも結局運営費、この造成した基金が原資になって約 3,000 万円近いお金が運営費として出てるわけですよ。やはり、今後未来を見据えたときに、まちづくりの会社の自立、まちの自立、こういった観点をやはり持たないといけないと。いつまでも何かあったときに行政におんぶに抱っこ、行政が何とかしてくれるというようなまちづくりでは私は駄目だというふうに思いますが、今回の事例を参考に反省すべき点、そして今後の湯本温泉のまちづくりに関して自立を目指してほしいという観点から副市長の見解だけ確認しておきたい。基金の使途も含めて見解をお願いしたいと思います。

大谷副市長 それでは改めまして今回のまちづくり整備事業に関してのご質問にお答えいたしたいと思えます。まず、基金の用途についての話からご答弁差し上げたいと思えます。150円を引き上げた、これは全国的にも余り例のない不均一課税をしているわけですけれども、この150円の引き上げ額を算定する際、理論的に申し上げれば、先ほど委員ご指摘のまち株式会社への2,800万円におよぶ補助金、そして10年後の灯具等の大規模修繕を見越した数字、この数字を元に、逆算してこの毎年の積立額が算定されているというふうにお考えいただきたいと思えます。そうしますと、今回のような事故や災害でこういう灯具の故障が起こった場合、これについては、やはり一般財源で直すしかないのではないかというふうに私としては考えております。先ほど部長があのように、答弁しにくかったと思えますけれども、原則としてはそうだろうと思えます。これは理論的な話でございます。私は昨年、重村委員のご質問に対してサージ対策はちょっとご勘弁いただきたいとお答弁申し上げました。3,400万円の被害に対して、3,000万円サージ対策工事にかかるという当時の状況でございましたので、一般財源3,000万円はちょっときついと。そのため、10年後の大規模修繕をお待ちくださいという答弁を申し上げたと思えます。しかし、今回1,600万円が新たに分かったわけです。650の灯具の中で100か所が傷んでいたということがこの3月末に分かったわけです。そしてこの新年度に入って、これだったら、サージ対策をやっておかないといけないんではないか。つまり5,000万円に対して、サージ対策をしないと毎年こういう今回のような不幸な事態、灯具に直接落雷があった。本来なら、あの湯本温泉は確か20メートル以上の建物には避雷針があるんです。ところがそこには落ちないで直接灯具に当たってしまった。大変不幸な事故でございます。ところが、この被害、一気に100か所がやられるという事態になっております。そうすると、もう今回はサージ対策が必須だということで、技術的には昨年の3,000万円というのは1か所に1サージ、つまり1ブレーカーが付くということで計算されていたようでございますけれども、後々聞けば技術的には5か所を選出して5か所に1ブレーカーを付ければ何とか被害が抑えられるということが分かりましたので、単純に申し上げれば3,000万円が5分の1になると。600万円のサージ対策工事をすれば、5灯具が確かにいられるかもしれないけれども、被害はそこで食い止められる。加えて、皆付けてもやはり2、3個の灯具がやられるということが分かりましたので、それはやっぱりもったいない。5か所でブレーカーを付けようということにして、今回60万円の設計委託料へ舵を切ったというところでございます。そういう意味で今回、この2年間にわたり調査が延々とかかって被害額が増え、ここに至ったこと、これについては行政として大いに反省しなければいけないと、重村委員がおっしゃったとおりでございます。これにはやはり灯具そのものが海外産のもの

が使われていたという事情が根っこにあります。なぜ国産のものが使えないのか、国産だったら対応ももうちょっと早くできたんじゃないか。この時点で考えれば、少し残念な結果が残っております。そういう意味で、ここは大いに反省し、今回のサージ対策工事を経て、改めてこの灯具の問題については、次に更新をするときは、すぐに対応できる国産のものに変えていくとかそういったことを検討しなければいけないというふうを考えております。いろいろ申し上げましたけれども、私どもとしては、今回の件、大いに反省して、湯本の自立的なまちづくりに貢献してまいりたいというふう考えているところでございます。

林委員 先ほどの観光部長の答弁と今の副市長の答弁というのは若干齟齬があるという気がするんですけど、公式見解を求めるために質問させていただくんですけども、5年、10年の大規模改修に備えてっていうのと、私が聞いているのは5年、10年の大規模改修に備えてとかじゃなくて、この基金の条例上にうたわれている処分のあり方とこういった事案についても適用されるべきではないかと。適用しろって言うんじゃないですよ。あの条例をまっすぐ読むと、どう考えても基金の処分の条文に該当するのではないかと。これが違うとなってくると5年、10年後のために積み立てるなんて条例上書いてないじゃないですか。それはあなた方の考えであって、条例をまっすぐ読むと、ああいった灯具に対する災害級の被害に遭っても、それを適用できるんだ。その適用するかしないかっていうのはその基金の造成状況とか、さっき私も言いましたようにコロナでなかなか観光地が傷ついている、なかなか入湯税も思ったほど入らない。ただ、原則的にはそういった湯本の景観——本当にライトアップしたらきれいじゃないですか、湯本って。ああいう景観、しかもそういうものっていうのは市のものなんですよ。まち株のものでも何でもありません。市のものなんですよ、あれは。市が設置して、設置者としての責任があるわけですよ。だからその財源をどうするかっていったときに、せつかくそういった基金があるのだから、それはしっかり処分をするべきだろうなど。もちろん、条例上にうたわれている評価委員の皆さんのご意見を拝聴しながら、やっぱり市がイニシアチブをとって市の施設の維持管理についてはそういった基金も有効に活用するというを私は確認しているわけです。5年、10年うんぬんじゃなくて。そういうことを聞いている。だから、経済観光部長と副市長との答弁に若干私はさっき重村委員の発言の中でちょっと齟齬が見られたので、そこをもう1回だけ確認させていただいて終わります。

大谷副市長 先ほどの答弁については、理論的にはという条件付きで申し上げました。当然、先ほど部長が申し上げたこと、それから今、林委員がおっしゃったように、評価委員会のご意見を、ぜひ再度確認をさせていただきたいと思えます。私も先ほど理論的な話とは申し上げましたが、条例上の使いみちとして別に

閉ざされているわけではございませんから、ここは評価委員会でしっかりご審議いただきたいというふうに考えております。

吉津委員長 今一度、観光政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 13 時 40 分からとします。

— 休憩 12:40 —

— 再開 13:39 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、建設部の都市建設課、建築住宅課所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは都市建設課所管と建築住宅課所管について、補足説明いたします。予算書は 30 ページ、31 ページになります。第 8 款「土木費」、第 3 項「河川費」、第 2 目「河川改良費」、015「県営事業負担金」につきまして、日置長崎地区急傾斜地崩壊防止対策事業費の増により 48 万 9,000 円を増額しております。また、予算書 18 ページ 19 ページでは、負担金の増額に伴いまして、市債を 50 万円追加計上しております。次に建築住宅課でございます。予算書は同じく 30 ページ 31 ページ、予算説明資料は 5 ページになります。第 8 款「土木費」、第 6 項「住宅費」、第 1 目「住宅管理費」では、三隅下向開作市営住宅において、当初 B 棟の排水管の布設替えを計画しておりましたが、その後 A 棟においても、同様の排水管の詰まりによる汚水の逆流が発生したため、排水管の改修を B 棟のみから A 棟の改修もあわせて実施しようとするものでございます。なお、当初 B 棟排水管の改修を需用費修繕料での対応を考えておりましたが、A 棟 B 棟あわせて工事請負費として計上させていただいております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 午前中は大変長々と待たれて大変お疲れさまでした。今部長のほうから補足説明がありましたが、第 8 款「土木費」、第 3 項「河川費」の河川改良費として県営事業負担金というのが説明されました。金額も 50 万円弱ですが、これは県の施工ですので、県の施工ですから言われた金額をお支払いされるっていうイメージしかないんですけど、例えば急傾斜地の崩壊防止対策事業なんですけど、どこの部分がどういうふうになって金額はいくら増えたからこれだけ払うっていうのが現場に行ったら確認とかそういうのはされないんですか。ただ書類上で県のほうから請求あったからこれだけ払うだけでは私はちょっといけんのではないかなと思うんですけど、現場に行かれて確認されるという行為

をされてるかどうかだけ聞きます。

末永都市建設課長 現場にその都度、年度年度の事業について、現場の確認のほうは実際には行っておりません。ただ新規事業採択時とか市がリードして地元調整をしながら、県と一緒に事業構築はしておりますが、その後の各年度の事業進捗について現場の確認のほうはすいません、やっておりません。

重廣委員 おそらく私もされてないと思ってちょっとこの質問をさせていただいたんですが、実際に負担割合が2分の1とか4分の1とか、いろんな工事がありますよね。それで請求で、金額はよく出ます、補正で。やはり現地に行って、自分たちが確認した上で補正に出すべきではないかなと私は思っております。聞かれたときに、これは県工事だから県の人に聞いてくれではなくて、自分たちが説明できると思うんですよね。例えば急傾斜の擁壁でしたら2メートルほど伸ばしましたからこうなったんですよっていうのはできると思いますから、是非これからは県工事の負担金、金額が増える場合、減る場合も一緒ですけど、説明ができる体制をつくっていただきたいと思っております。何かありましたら、部長。

波多野建設部長 県営事業の負担金につきましては、当初予算を要求するに当たって、県とは打ち合わせをいろいろして予算要求したんですけれども、今回このような補正に至ったっていうのはちょっとまだ当初予算の正確性には欠けたのかなと思っております。これが万が一、道路改良費でしたら県が当初言った予算のうち負担金を増やしませんよ、そういうことも言えると思うんですけど、事業の性格上、急傾斜地崩壊対策事業というのは人家の裏山を保全する事業ですので、今回の補正は致し方ないなと県と話したところでございます。今後現地に行って、確認のほうはしていきたいと思っております。

重廣委員 それでは建築住宅課、先ほど説明がございましたが、向開作市営住宅排水管改修工事でございますが、これはざっと申しますと、1つの棟の配水管が詰まっていますから修繕をしようというふうに見とったが、よく調べてみたら2本とも調子が悪いと。修繕を止めて今度は改良工事にしようというイメージで私はっております。これは間違いないですか。

大庭建築住宅課長 委員おっしゃるとおりでございます。

重廣委員 ただ最初の棟の修繕工事をしようと思われたときに、その隣まで調査されなかったんですか。私それが不思議なんですよ。1本やろうと思ってやりかけたときに片方に気付いたというレベルはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの確認をしたいと思えます。

福永建築班主査 建物がA棟とB棟とございまして、最初にB棟のほうでそこから排水が逆流したと、その時点でA棟、B棟もあわせて柵の底のレベルを全て測っております。その結果、B棟側のみが排水が適切な勾配を確保されており

ませんので、B棟側のみを改修する予定としておったんですけれども、その後、昨年の12月ぐらいにA棟側のメインの柵から建物の間、ここはちょっと柵がないので分からないですけど、途中で配管が破損していたということが分かりまして、当初はそれが分からなかったもので、一応最初に、その勾配が取れなかった時点では、A棟、B棟全部確認はしておりました。

重廣委員 昨年の12月にと今言われましたかね、確認されたのは。ちょっと時間が経ってるなというふうに感じております。ただ、この原因としては何が考えられるかということなんですよ。またこういう下水道管の勾配が変わって逆流するっていうのはあまり私も聞いたことはございません。この原因について何を考えるか、そしてまたそのことに対する、今後の対処方法がありましたら教えてください。

福永建築班主査 排水が逆流したというのは、建物の外周がおおむね10センチから20センチほど地盤沈下が起こっておりまして、その沈下の影響で排水管がたわんだと。それによって排水勾配が取れなくなったので、排水が逆流したというような状況でございます。今後の対策についてですが、全ての配管を撤去しまして、今後は適切な配管勾配が確保できるように配管経路を変えてA棟、B棟それぞれで公共柵に繋ぐように、新たに配管を布設替えするということでございます。

重廣委員 今回83メートルですよ。それをやった後に全ての配管をまたやって工事が出てくるということですか。新年度に。今の説明だったらそういうふうに受け取ったんですけど。

大庭建築住宅課長 工事につきましては、この度工事を実施して、向開作市営住宅については現状そのままの調整となります。

重廣委員 それでは最後です。修繕料から工事請負費に変えておられますよね。修繕のほうが金額が少ないというイメージがございまして、請負費が多いと。何か修繕という言葉と工事請負費にされる境目、いくらまでの金額とか、入札が必要であるとか随契でできるとか、何か違いがありましたら、分かりやすく説明をいただきたいんですが。

大庭建築住宅課長 まず金額的なことよりも、先程福永のほうが申しましたけど、B棟側のいわゆる原状復旧的な対応ということで、修繕ということにしております。先程また申したように今度はA棟の不都合がございましたので、全く新しく経路を変えてつくり替えるということで、そういう意味での工事請負費ということからの始まりです。

田中委員 原因が地盤沈下から起きているっていうことだったんですけれども、この地盤沈下っていう状態が今後も継続的に起きていくことなのか、もうこれ以上は地盤沈下はないと思われているのか、お伺いします。

大庭建築住宅課長 この地盤沈下について、今ここではっきり申し上げることはできませんけれども、いわゆるよく分からないというのが実態でございます。この住宅ができたときが、平成6年に建築されております。それから約30年近くなっておりますから、長い年月をかけて若干少しずつずれてきたということがございますので、今すぐどうかとか将来いつなるかということではできませんけれども、今回の工事についてはそういったところに若干対応できるジャバラ的な排水を使っておりますので、そういうことで対応していこうかなっていうところで思っております。

田中委員 もしかしたらこれからもじわじわと沈下していく可能性はあるというふうに思うんですが、何年かに1回とか、そういう視点でこれからもこの住宅、検査をしていくという感じで受け取ってよろしいですか。

大庭建築住宅課長 正式な検査ということではなく、定期的に現場を見て回ったときに注意して見ていくというような形にはなると思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、建設部の都市建設課、建築住宅課所管全般について、ご質疑はありせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:52 —

— 再開 13:53 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育総務課及び学校教育課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 それでは、教育総務課及び学校教育課所管につきまして、補足説明をさせていただきます。補正予算書の30、31ページ、第10款「教育費」、第1項「教育総務費」、第3目「教育振興費」、900「教育振興費」の446万1,000円でございます。これは、補正予算説明資料6ページに記載しておりますとおり、令和5年度より県雇用の養護教諭の配置基準を満たさなくなった通小学校と神田小学校に、市の会計年度任用職員として2名の養護教諭を雇用する予算を計上するものであります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありせんか。

ひさなが委員 それでは今、部長から補足ありましたけれども、30、31ページ、第10款「教育費」、第1項「教育総務費」、第3目「教育振興費」、446万1,000

円についてですけれども、県雇用の配置基準を満たさなくなったため、市の会計年度任用職員として 2 名を雇用するということですが、こういったケースというのは長門市以外、県内どういう状況でしょうか、お伺いいたします。

藤井学校教育課長補佐 この度長門市と同様に、養護教諭が引き揚げられた学校につきましては、阿武町立福賀小学校等ございます。それから周南市立須磨小学校や下関市立吉母小学校等ございます。

ひさなが委員 この補正予算説明資料に書いてありますけど、子どもたちの安心、安全のために養護教育は絶対必要だと思うんですけども、こういった状況を今まで県が雇用されていたものを市費で今からやっていくというのはなかなか厳しいものがあるなと思いますし、子どもたちのためにやっぱり県がしっかりその面倒見ていただければなというふうに僕は思うんですけども、教育委員会としてそういったアプローチを県にしていったりするってお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

有馬学校教育課長 配置基準を満たしていないことを理由に引き揚げられているという現状でございますので、これを再度付けるというのは非常に難しい要望とはなりますが、人事ヒアリング等を通して、しっかり県のほうには要望していきたいと思っております。

早川委員 これ本年 4 月から採用されてるっていうふうにこちらに書いてあるんですけども、6 月の補正で出されたっていう理由をお示してください。

藤井学校教育課長補佐 令和 4 年度以前より、2 学級にもかかわらず養護教諭で県費で配置されている学校が他にもございます。岩国市立小瀬小学校や蓋井小学校とある中で、例外的な措置もあるということで最終的には人事の時期に決定され、2 月に市町のほうに県費では配置されないということは通達がありました。そのため連絡が遅かったことにより、当初予算での対応はできず 6 月の補正となったところであります。

早川委員 そうすると、ここに 6 月補正が決まって、予算から出るということになってるんですけど、4 月、5 月っていうのはどこから出ているんでしょうか。

藤井学校教育課長補佐 令和 5 年度の総務課の事務局の代替緊急予算のほうから 6 月までは出ております。

岩藤委員 今、学校教諭の報酬を見ましたら、342 万 4,000 円ということで、これ 2 名ですよ。それで勤務体制といいますか、毎日常駐されるのか、月、水、金とかそういう勤務体制なのか、勤務体制についてお伺いいたします。

有馬学校教育課長 養護教諭ということで、やはり子どもの命、安全、安心のために配置しております。したがって、子どもが学校にいる時間、その学校の始業時間ですが、例えば 8 時 10 分から、それから 1 日 7 時間勤務ということで、その中で子どもがあと下校していきますので、週 5 日、1 日 7 時間としてお

りまして、8月は勤務なしというふうにしております。

田村委員 採用に当たってなんですけれども、こういった資格をお持ちの方を採用されているのか、お願いします。

藤井学校教育課長補佐 有効な養護教諭免状の1種、2種をお持ちの方です。

中平委員 今回の岩藤委員の342万円と期末手当39万3,000円を足されても、380万円をお2人の養護教諭に支払うってということなんですけれども、僕はそういう給与面とか門外漢で、会計年度職員ということなんですけれども、若干安いような気がするんですけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

藤井学校教育課長補佐 賃金につきましては、県の臨時的任用をした場合の養護教諭1年目の給与である2級17号、21万1,600円を基準に総務課人事班と協議した上、長門市会計年度任用職員給与表の2級17号を適用し、月額20万4,200円としております。参考までに、一般事務の会計年度任用職員の場合であれば月額13万5,600円となりますので、比較して高い単価での雇用となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、教育総務課及び学校教育課所管全般について、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 14:02 —

— 再開 14:03 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、生涯学習・文化財課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 それでは、引き続き生涯学習・文化財課所管につきまして、補足説明させていただきます。補正予算書の32、33ページ、第10款「教育費」、第6項「社会教育費」、第3目「社会教育振興費」、060「ふるさと偉人マンガ製作事業」の300万円でございます。これは、補正予算説明資料6ページに記載しておりますとおり、B&G財団「ふるさとゆかりの偉人マンガの製作と活用事業」を活用し、仙崎出身の作詞家、故大津あきら氏の生涯をマンガ化することについて、必要な予算を計上するものであります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 部長の補足説明にもありました、社会教育振興費のふるさと偉人マンガ製作事業についてお伺いいたします。まずB&G財団の「ふるさとゆかりの

偉人マンガの製作と活用事業」の活用に至った経緯を教えていただけたらと思います。

大えき生涯学習・文化財課長 今回の B&G の助成事業につきましては、令和 4 年度市長が B&G 財団の山口県連絡協議会の会長及び中国ブロックの協議会の副会長をされておまして、B&G の助成事業の活用を検討しておったところ、ふるさと偉人マンガ活用事業というのがございまして、それを活用して、今回大津あきらさんのマンガ化に至っております。

岩藤委員 検討委員の報償が 4 万円とありますが、このメンバー構成をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

大えき生涯学習・文化財課長 検討委員会の委員さんにつきましては、大津あきら顕彰会、親族、学校教育関係者、行政関係者等で構成しております。

岩藤委員 総計は何名でやられるおつもりなんですか。総人数。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 人数というのはまだはっきり決まっておりません。今から顕彰会から何人とか学校の教育関係者から何人とか、まだはっきり決まっておりませんが、おおよそですが 5 人から 10 人の間となる見込みです。

岩藤委員 マンガ制作業務の委託金が 286 万円上がっておりますが、この積算根拠について、お伺いいたします。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 積算根拠でございますけれども、この委託の中身はマンガの制作に係るマンガの執筆料、監修料、表紙のデザインそれから印刷料というところで、一番大事なのはマンガの執筆料になるんですけれども、このあたり漫画家さんとの交渉になってまいりまして、おおよそのところでこの 286 万円の中で交渉していくと。その残った部分で印刷費等に回すので、ちょっとその交渉の部分がまだできておりませんので。おおよそでしかないんですが。

岩藤委員 それでは何冊刷るとか、そういうところまではまだ至っていないということでしょうか。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 何部刷るとかは決まっておらないんですけれども、最低の要件が千部以上印刷することという事業の要件がございます。千部以上刷ると。目標というか思いとしては 3,000 部程度印刷したいということ考えております。

岩藤委員 まず学校教育に使われるというふうには考えるんですが、やはり観光のほうにも大津あきらさんというところで顕彰会の方は活動されているんですけど、これをまた観光面でも活用していくというふうなことのお考えがあるのか、お伺いいたします。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 観光面でも市内の例えば観光施設であったり、ここを訪れたら希望される方には配布できますよとか、そういったふうな活用

の方法も可能であると思っておりますので、検討委員会というのは制作と活用の検討委員会なので、その中でこういった活用ができるのかということを検討してまいります。

中平委員 今、岩藤委員が言われた印刷、これは市内の業者さんとあと作家さんのほうはどのような方を採用される見込みなのかをお伺いいたします。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 委託という形になりますので、委託先の選択になってきますので、市内になるかっていうのは、まだちょっと未定でございます。漫画家さんについても、この要件として自治体にゆかりのある漫画家さんにして下さいという要件がございます。おおよそ当たりは付けて交渉というか下話、下準備を行っている段階でございます。

綾城委員 私これ勘違いしていました。実施主体は、これは大津あきら顕彰会とかではなくて、市が実施主体になってやられるということによろしいですか。

大えき生涯学習・文化財課長 市が主体となって行います。

綾城委員 先程、配布とありましたけれども、これは販売とかそういうことではなくて、配布ということによいのかということと、広く一般にも紹介し、というのは、これはつまり図書館に置くとかそういうことなのか、お尋ねいたします。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 広く紹介というのは確かに社会教育施設、図書館をはじめ公民館などの社会教育施設に配架して、皆さんに読んでいただく、これはもちろん考えております。もう1点が販売についてですけれども、今回のこの事業でつくるマンガ、刷る印刷については販売は不可となっております。ただ、今後増刷をして、それに関しては販売することはできるというふうな要件になっております。

田中委員 この漫画本の著作権についてはどのような取り扱いになるかお伺いいたします。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 著作権それから出版権については市に帰属するということでございます。

田中委員 重ねて、この使われる画に関しても市が著作権を持てるということによろしいですか。作家さんが画の著作を持つんではなくて、市によろしいですか。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 画についても市のほうで所有するという形を想定しております。

早川委員 広く一般にも紹介し、地域活性化につなげるって書いてあるんですけども、市が期待する地域活性化への効果ってというのは一体何なんでしょうか。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 先ほどから出ております、大津あきら顕彰会さんというところにも全面的にこの事業にご協力をいただくようになります。今

後今すでに行われておりますけれども、大津あきら関連のイベント、青春音楽祭であったり、そういった中でもこの配布っていうのは活用できるのではないかと。また、これを目当てというか、こういうことを基に交流人口、市外からのイベントの参加であったり、それから施設の訪問であったり、そういったことが考えられるのではないかと、そういうことによって地域活性化できるのではないかと考えております。

早川委員 市内小中学校に教材として配布及び授業展開ともあるんですけれども、こちらに関しての効果というのはどのようにお考えですか。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 学校教材での活用というのは、これは事業の必須要件になっておまして、今計画としては市内の小中学校での授業での活用というのを考えております。やはりここでは大津あきら氏の生涯というのが、最初オリンピックを目指す水泳選手であったところから一旦挫折をしますが、長門に帰ってきて再起されて作詞家になっていくと。そういったふうな生涯を過ごされている。そういったところを小学生に紹介することによって、キャリア教育であったりふるさと長門への郷土教育っていうところを目的としたいと考えております。さらに小学生に配布しますので、ご家庭に持ち帰られて、またその保護者の方もお読みいただいて、大津あきら氏のことを知っていただく。またそれが地域の活性化にもつながるのではないかとということも考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、生涯学習・文化財課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号「令和5年度長門市一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 それでは、生涯学習・文化財課所管につきまして、補足説明させていただきます。補正予算書2ページ、第1表「繰越明許費補正」に追加計上している「仙崎公民館整備事業」5億5,073万3,000円についてでございます。まず、この金額の内訳は、当初予算に計上している設計監理等委託料883万3,000円と、施設建設本体工事5億4,190万円の合計となっております。繰越明許費計上の理由でございますが、現在、実施中の実施設計において、工期420日が確定したことから、年度内の事業完了は困難であり、翌年度へ繰り越す必要がございます。また、追加議案での提出となった理由ですが、当初は入札執行前の9月定例会への提出を予定しておりましたが、内部協議を行う中で、この420日間

という確実に年度を繰り越す工期を 8 月下旬に予定する条件付き一般競争入札の公告の際に提示するにあたり、その工期を予算執行上担保するものとして、繰越明許費の議決が必要との結論に至り、急遽、議案提出の運びとなりました。本件について、当初からの議案提出ができず、追加での提出となりましたことをお詫び申し上げます。補足説明は、以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 14:18 —